

瀬戸内市子ども・子育て支援事業計画

平成 27 年 3 月

瀬戸内市

は じ め に



我が国は、出生数の減少傾向が続いており、国や自治体による子どもが健やかに生まれ、育成される環境整備のための施策、事業主による雇用環境整備の取組みなどが進められてきましたが、少子化に歯止めがかからない、厳しい状況にあります。

このような中、国においては、子どもの育ちと子育てを行政や地域社会をはじめ、社会全体で支援する新しい支え合いの仕組みの構築が必要であるとの観点から、「子ども・子育て関連3法」を制定しました。

本市においては、これまで、平成22年3月に策定した「瀬戸内市次世代育成支援地域行動計画（後期計画）」に基づき、「子ども」を取り巻く「家庭」、「地域」を主体的役割として位置づけ、福祉・保健・教育・労働などの子育てに関わる部署が相互に連携し、子どもと子育てにやさしい社会の構築に向けた取組みなどを進めてまいりました。

このたび、これまで進めてきた取組みを継承しつつ、社会情勢の変化を踏まえた見直しを行うとともに、子ども・子育てを取り巻く様々なサービスを確保することを目的に、平成31年度までの5年間を計画期間とする「瀬戸内市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

今後は、この計画に基づき、家庭を築き、子どもを産み育てる人々の希望がかなえられるとともに、子育ての喜び、楽しさが感じられ、全ての子どもが健やかに成長できる「安心して子育てができるまち 瀬戸内市 みんなでしようや 子育て支援」を実現するため、関係機関・団体と一体となり、子育て支援・少子化対策事業を積極的に推進してまいります。皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり、「瀬戸内市次世代育成支援対策推進協議会」の委員の皆様をはじめ、ニーズ調査やパブリックコメントなどを通じ、多くの市民の皆様方から貴重なご意見、ご提言をいただきましたことに対し、心から感謝申し上げます。

平成27年3月

瀬戸内市長 武 久 顕 也

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の背景と目的	2
2	計画の対象	4
3	計画の性格	4
	(1) 計画の位置づけ	4
	(2) 計画の期間	4
4	計画の策定方法	5
	(1) 瀬戸内市次世代育成支援対策推進協議会による協議	5
	(2) ニーズ調査の実施	5
	(3) パブリックコメントの実施	5

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

1	人口や世帯等の状況	8
	(1) 人口	8
	(2) 子どもがいる世帯	10
	(3) 婚姻と出生	11
	(4) 就業率	13
	(5) 就労意向を踏まえた家庭類型	14
2	教育や保育等の状況	15
	(1) 幼稚園	15
	(2) 認可保育所	16
	(3) 事業所内保育施設、認可外保育施設	16
	(4) 放課後児童クラブ	17
	(5) 子育て支援センター	17
	(6) 病児・病後児保育	17
	(7) ファミリー・サポート・センター事業	18
3	子育てに関する市民ニーズ	19
	(1) 回答者の続柄	19
	(2) 子どもを預かってもらえる人の有無	19
	(3) 子育てをされていて感じる不安や負担感	20
	(4) 子育て支援に関する事業への意向	21
	(5) 放課後児童クラブ（学童保育）の満足度	22
	(6) 仕事と家庭のバランスについて	23
	(7) 児童虐待防止について知っていること	23

(8) 充実を希望する子育て支援策	24
(9) 子育て環境の満足度	25
4 瀬戸内市次世代育成支援対策行動計画（後期計画）の達成状況等	26
基本目標 1 子育て家庭の支援	26
基本目標 2 子どもと母親の健康の確保と増進	28
基本目標 3 子どもの健やかな成長を目指した教育環境の整備	29
基本目標 4 子育てを支援する生活環境の整備	30
基本目標 5 支援が必要な子どもと家庭への取組みの推進	31

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	34
2 基本的な視点	35

第4章 子ども・子育て支援に関する事業の量の見込みと確保方策

1 教育・保育提供区域	39
2 家庭類型別児童数	39
3 教育・保育施設及び地域型保育事業	42
4 地域子ども・子育て支援事業	45
(1) 延長保育事業	45
(2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	46
(3) 子育て短期支援事業	48
(4) 地域子育て支援拠点事業	49
(5) 幼稚園の在園児を対象とした一時預かり事業（預かり保育）	50
(6) 認可保育所等による一時預かり事業	51
(7) 病児・病後児保育事業	52
(8) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	53
(9) 利用者支援事業	54
(10) 乳児家庭全戸訪問事業	54
(11) 養育支援訪問事業	55
(12) 妊婦健康診査事業	55
5 子ども・子育て支援に関する事業の充実に向けた取組み	56
(1) 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保について	56
(2) 幼保部会・放課後児童クラブ部会による検討	56

第5章 子ども・子育て支援に関する施策の総合的な展開

1	子育て家庭の支援	59
	(1) 情報提供や相談体制の充実	59
	(2) 仕事と子育ての両立の推進	59
	(3) 次代の親の育成	60
	(4) ひとり親家庭への支援	60
2	子どもの健全育成	61
	(1) 放課後児童対策の充実	61
	(2) 世代間や地域交流の推進	61
	(3) いじめ・少年非行、引きこもり・不登校等への支援	62
	(4) 経済的支援	62
3	子どもと母親の健康の確保	63
4	学校教育・幼児教育の充実	64
5	児童虐待防止対策の推進	65
6	障がい児施策の推進	66
7	安全・安心なまちづくり	67

第6章 計画の推進に向けて

1	計画の実現に向けた役割	69
2	計画の推進体制	71
	(1) 瀬戸内市次世代育成支援対策推進協議会	71
	(2) 行政機関内部における連携	71
	(3) 地域組織との連携強化	71

資料

1	瀬戸内市次世代育成支援対策推進協議会	73
	(1) 瀬戸内市次世代育成支援対策推進協議会条例	73
	(2) 平成 26 年度瀬戸内市次世代育成支援対策推進協議会委員名簿	75
2	策定経過	76
3	子ども・子育て支援法（抄）	78

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

本市は、平成 22 年 3 月に次世代育成支援対策推進法に基づく「瀬戸内市次世代育成支援地域行動計画（後期計画）」を策定し、①子育て家庭の支援、②子どもと母親の健康の確保と増進、③子どもの健やかな成長を目指した教育環境の整備、④子育てを支援する生活環境の整備、⑤支援が必要な子どもと家庭への取組みの推進を柱に、本市に即した子育て支援施策を進めてきました。

また、平成 23 年 3 月に策定した市の最上位計画「第 2 次瀬戸内市総合計画（瀬戸内みらいプラン 2011）」では、“安心して笑顔で子育てできるまち”、“働きながらでも安心して子育てできるまち”を施策方向として掲げています。

こうした中、我が国では急速な少子化の進行とともに、子ども・子育て支援の質・量の不足、子育て家庭における孤立感と負担感の増加、都市部を中心とする保育所等の待機児童などが深刻な問題となっています。

平成 22 年 1 月に閣議決定した「子ども・子育てビジョン」では、これまでの「少子化対策」から「子ども・子育て支援」へ視点を移し、社会全体で子育てを支えるとともに、「生活と仕事と子育ての調和」を目指すこととしました。そして、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に進める新しい仕組みとして、平成 24 年 8 月に「子ども・子育て関連 3 法」が成立し、これらの法律に基づき、平成 27 年 4 月から「子ども・子育て支援新制度」が施行される予定となっています。この新制度の施行にあたっては、すべての自治体に「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（子ども・子育て支援事業計画）」の策定が義務づけられました。

こうした背景を踏まえ、本市では、これまでの「瀬戸内市次世代育成支援地域行動計画（後期計画）」により進めてきた子ども・子育て支援を継承しながら、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業における提供体制の確保の内容、実施時期、子ども・子育て支援法に基づく業務の円滑な実施に関する内容等について、「瀬戸内市子ども・子育て支援事業計画」として策定し、新制度に対応した子ども・子育て支援を推進していきます。

図1 子ども・子育て関連3法について

名 称	概 要
子ども・子育て支援法	幼稚園と保育所で別々になっている利用手続きや公費負担の仕組みを一本化
認定こども園法の一部改正	幼保連携型認定こども園について、幼稚園と保育所で別々に行っている認可・指導監督を一本化、学校及び児童福祉施設として法的に位置づけ
子ども・子育て支援法等の施行に伴う関係法律整備法	上記2つの法律の施行に伴い、児童福祉法などの関係法律を改正

図2 子どもや子育て家庭の状況に応じた子ども・子育て支援の提供イメージ（新制度）



※内閣府資料 「子ども子育て関連3法について」

2 計画の対象

本計画の対象は、市内のすべての子どもとその家族、地域市民、事業主とし、「子ども」とは児童福祉法第4条に基づき概ね18歳未満、子ども・子育て支援法に基づく各事業は概ね11歳の小学生まで、一部の事業については妊産婦を対象としています。

3 計画の性格

(1) 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条の「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第8条の「市町村行動計画」として位置づけられます。

また、国の「放課後子ども総合プラン」に基づく、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備の方向性を示したものです。

また、法が規定する事業計画に留まらず、「第2次瀬戸内市総合計画（瀬戸内みらいプラン 2011）」の子ども・子育てに関する基本計画としての役割を有し、関連する他の分野計画との連携や整合を確保します。

(2) 計画の期間

本計画は、子ども・子育て支援法に基づく基本指針に即して、平成27年度から平成31年度までの5か年を期間とします。

ただし、国や県の施策の動向、社会経済情勢の変化状況を見極めながら、必要に応じて見直しを行うこととします。

4 計画の策定方法

（１）瀬戸内市次世代育成支援対策推進協議会による協議

子ども・子育て支援に関する幅広い協議を行うために、子どもの保護者、子ども・子育て支援に関する事業を行う代表者や従事者、教育関係者、学識経験者、関係行政機関等で構成する「瀬戸内市次世代育成支援対策推進協議会」で計画の内容の検討を行いました。

また、同協議会の下に「幼保部会」と「放課後児童クラブ部会」を設け、具体的な協議を行いました。

（２）ニーズ調査の実施

就学前児童（の保護者）、小学校低学年児童（の保護者）を対象に、子育てに関する生活実態やニーズの数値化等の基礎データを把握するためにニーズ調査を実施しました。

表 1 ニーズ調査の実施概要

		①就学前児童用		②低学年児童用	
調査対象		市内在住の就学前児童 1,050 人（無作為抽出） ※回答者は児童の保護者		市内在住の小学生低学年児童 （1～3年生）450 人 （無作為抽出） ※回答者は低学年児童の保護者	
調査期間		平成 25 年 10 月			
調査方法		郵送による調査票の配布・回収、自己記入方式			
調査票の 回収結果	配布数	1,050	100.0%	450	100.0%
	回収数	567	54.0%	210	46.7%
	集計対象数	567	54.0%	210	46.7%
	無効票数	0	0.0%	0	0.0%

（３）パブリックコメントの実施

計画内容について、市民からの幅広い意見を収集し、最終的な意思決定を行うために、平成 27 年 2 月 2 日（月）から平成 27 年 2 月 27 日（金）まで、計画素案に対する意見募集（パブリックコメント）を実施しました。

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

1 人口や世帯等の状況

(1) 人口

本市の人口は減少傾向が続いており、平成 25 年 4 月 1 日現在、総人口は 38,909 人となっています。このうち、年少人口（0～14 歳）は 4,673 人で、総人口の 12.0%を占めています。

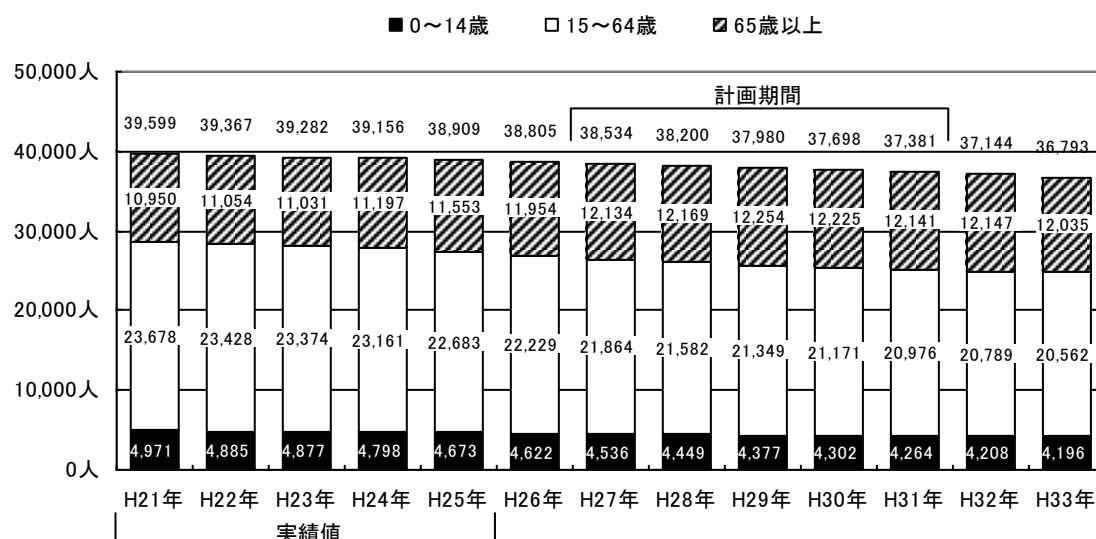
計画の基礎となる将来人口は、平成 21～25 年の住民基本台帳の各歳別人口（外国人を含む）、母親年齢別 5 歳階級別（15～49 歳）出生数の実績値等を用いて、コーホート変化率法で推計しました。

その結果、本計画の目標年度である平成 31 年の年少人口は 4,264 人となり、平成 25 年に対して約 400 人の減少が予想されます。

就学前児童に該当する 0～5 歳人口は、出生数に関係する 25～39 歳の女性人口の減少等を背景に、平成 25 年の 1,635 人から平成 31 年には 1,549 人まで減少し、その後も緩やかな減少傾向が続くと予想されます。

一方、小学校児童に該当する 6～11 歳人口も減少が続き、平成 31 年には 1,812 人となることが予想されています。

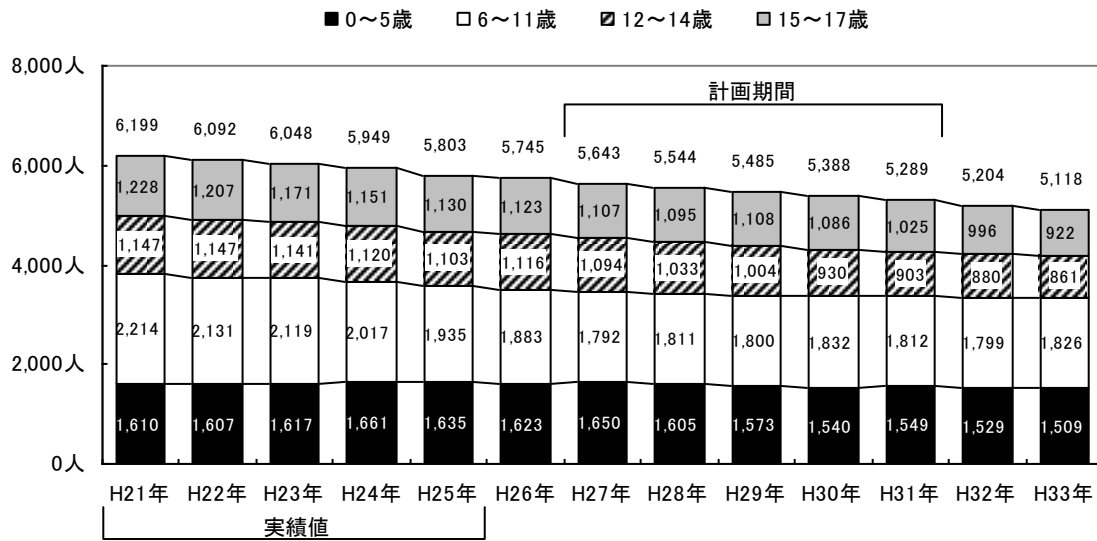
図 3 年齢3区分別人口の推移と推計値



※各年 4 月 1 日現在

※平成 21～25 年は住民基本台帳（外国人を含む）

図4 0～17歳人口の推移と推計値



※各年4月1日現在

※平成21～25年は住民基本台帳（外国人を含む）

表2 計画期間の推計児童数

（単位：人）

	実績値	推計値					
		計画期間					
	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	H31年
0歳	214	233	231	227	225	221	217
1歳	269	230	251	249	245	243	239
2歳	284	281	240	262	260	256	254
3歳	312	297	294	251	274	272	268
4歳	256	322	307	304	260	284	282
5歳	300	260	327	312	309	264	289
6歳	289	308	267	335	320	317	270
7歳	284	289	308	267	335	320	317
8歳	330	283	288	307	266	334	319
9歳	316	331	284	289	308	266	334
10歳	358	316	331	284	289	308	266
11歳	358	356	314	329	282	287	306
12歳	376	359	357	315	330	283	288
13歳	380	377	360	358	316	331	284
14歳	347	380	377	360	358	316	331
15歳	387	345	378	375	358	356	314
16歳	392	385	343	376	373	356	354
17歳	351	393	386	344	377	374	357
0～5歳	1,635	1,623	1,650	1,605	1,573	1,540	1,549
6～11歳	1,935	1,883	1,792	1,811	1,800	1,832	1,812
12～14歳	1,103	1,116	1,094	1,033	1,004	930	903
15～17歳	1,130	1,123	1,107	1,095	1,108	1,086	1,025

※各年4月1日現在

※平成25年は住民基本台帳（外国人を含む）

(2) 子どもがいる世帯

平成 22 年国勢調査によると、本市の一般世帯数は 13,219 世帯で、そのうち 0～5 歳の子どもがいる世帯は 8.8%（1,160 世帯）、6～17 歳の子どもがいる世帯は 16.2%（2,139 世帯）で、これらを合わせた“子どもがいる世帯”の割合は、岡山県の値を若干上回っています。

このうち、核家族は 0～17 歳の子どもがいる世帯の 64.6%、0～5 歳の子どもがいる世帯では 70.2%となり、多世代同居世帯（祖父母等との同居）は 3 割弱となっています。

一方、ひとり親家庭の割合は、0～17 歳未満の子どもがいる世帯では父子のみ・母子のみを合わせて 5.0%、0～5 歳の子どもがいる世帯では 2.1%という状況です。

図 5 子どもがいる世帯の割合（平成 22 年）

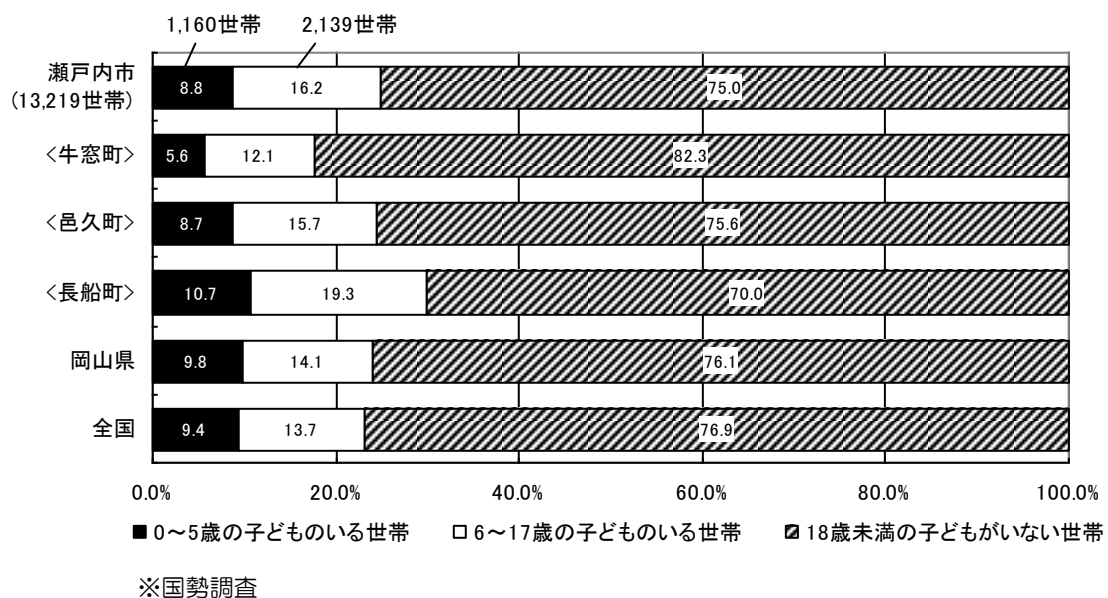


図 6 0～17 歳の子どもがいる世帯の類型（平成 22 年）

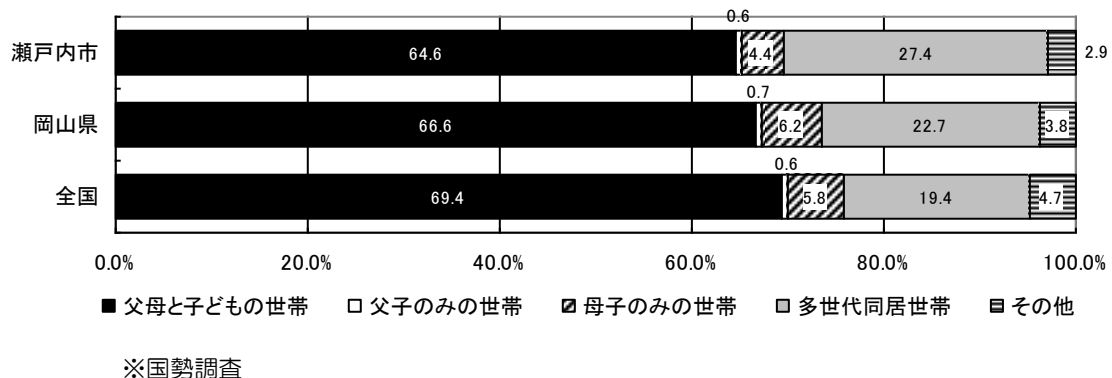
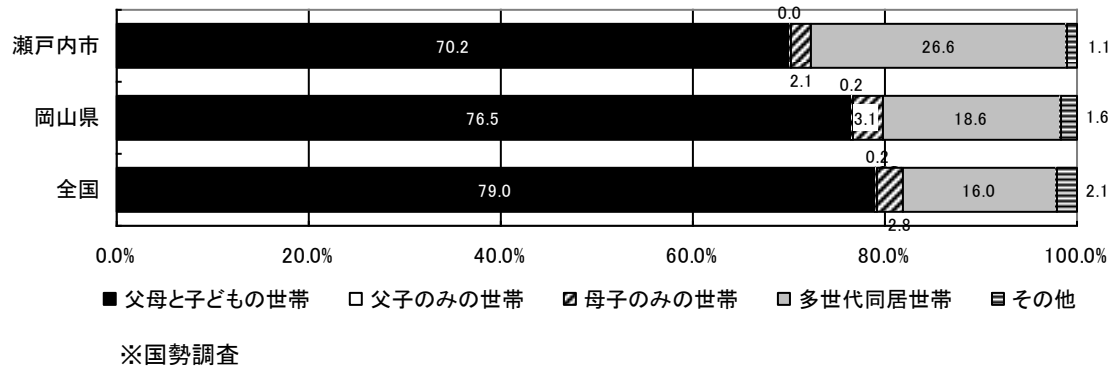


図7 0～5歳の子どもがいる世帯の類型（平成22年）



（3）婚姻と出生

男性の未婚率をみると、35～44歳は県の値とほぼ同じですが、30～34歳は県を若干上回り、50.2%となっています。女性は未婚率は、25～29歳が県の値よりも高い63.7%となっていますが、35～44歳の未婚率は県よりも低くなっています。

一方、本市の出生数は毎年250人前後で推移しており、出生率は県の値より低くなっています。

合計特殊出生率は、年によって変動がみられますが、平成23年は平成12年以降で最も高い1.44となっています。

図8 未婚率の比較（平成22年）

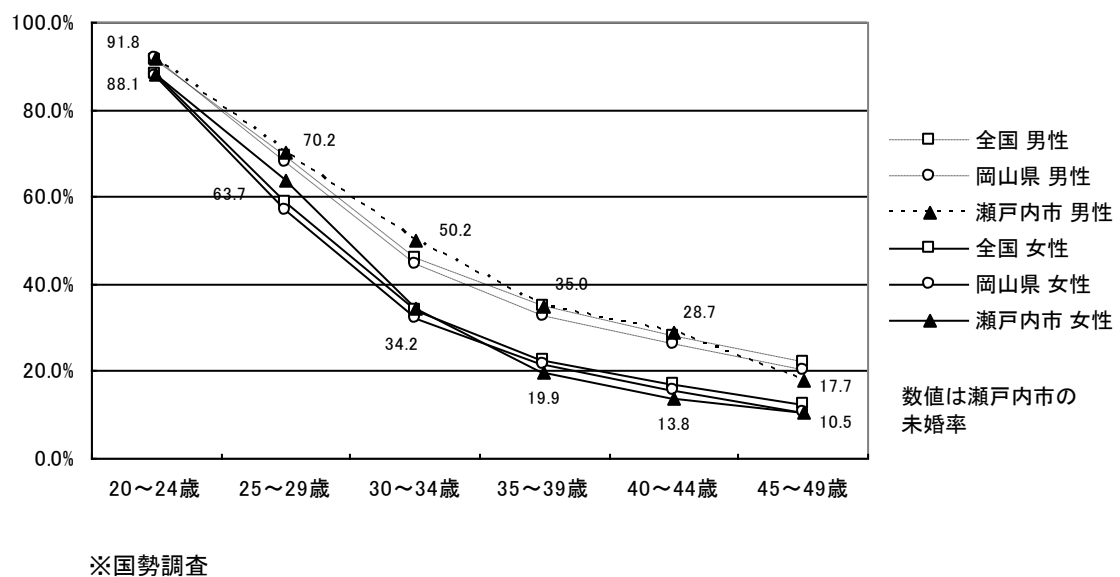
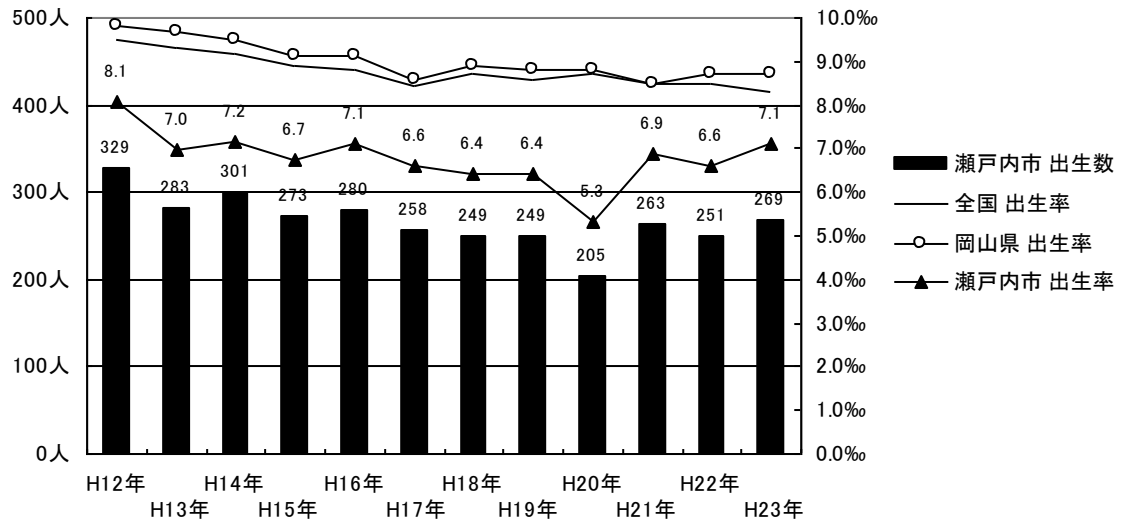


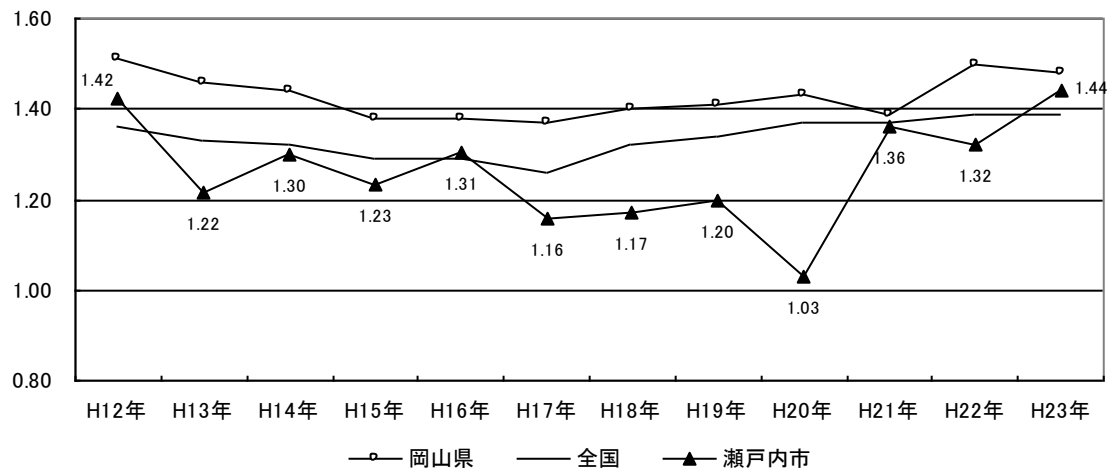
図 9 出生数と出生率の推移



※岡山県衛生統計年報

※出生率 (‰) = 出生数 / 人口 × 1,000

図 10 合計特殊出生率の推移



※人口動態調査

(4) 就業率

平成 22 年の男性をみると、40～44 歳は平成 17 年よりも就業率が減少しています。一方、女性の就業率は 25～34 歳で上昇がみられます。

一般に女性の就業率は、出産・育児期に下がり、再び上昇するM字曲線を描くと言われています。本市も全国や県と同様に、30～34 歳の就業率が低くなっています。

図 11 男性の年齢別就業率

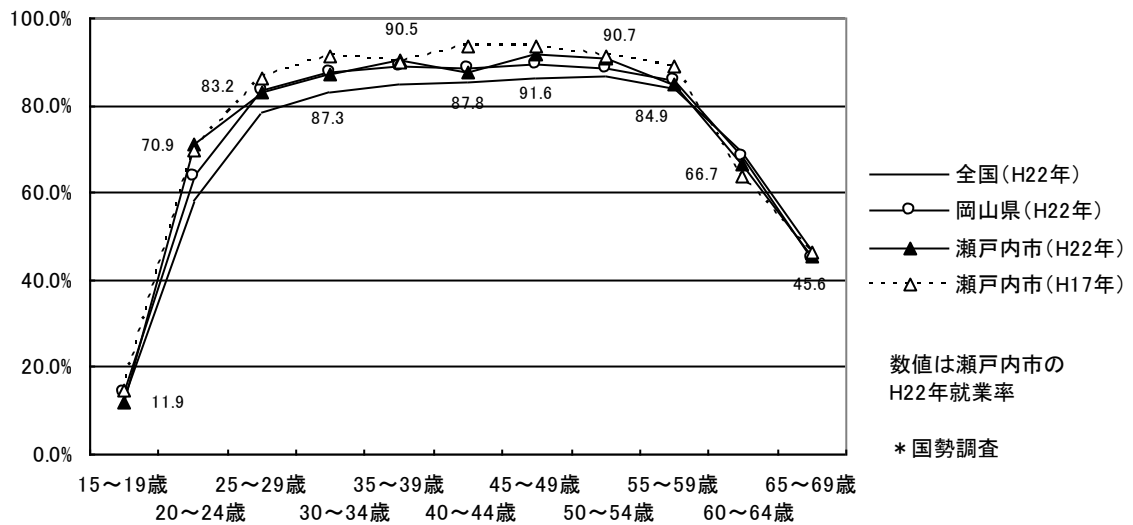
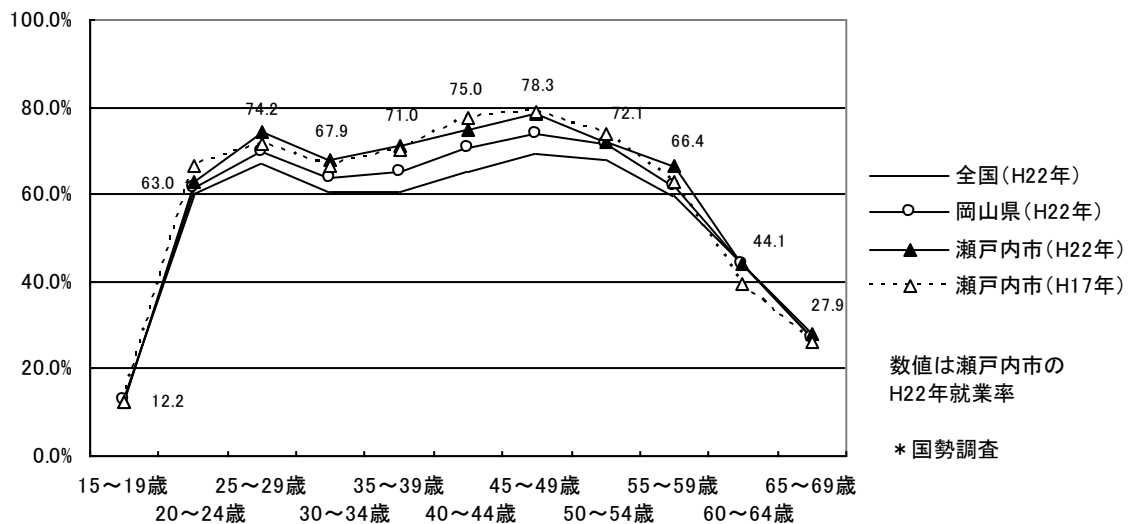


図 12 女性の年齢別就業率



(5) 就労意向を踏まえた家庭類型

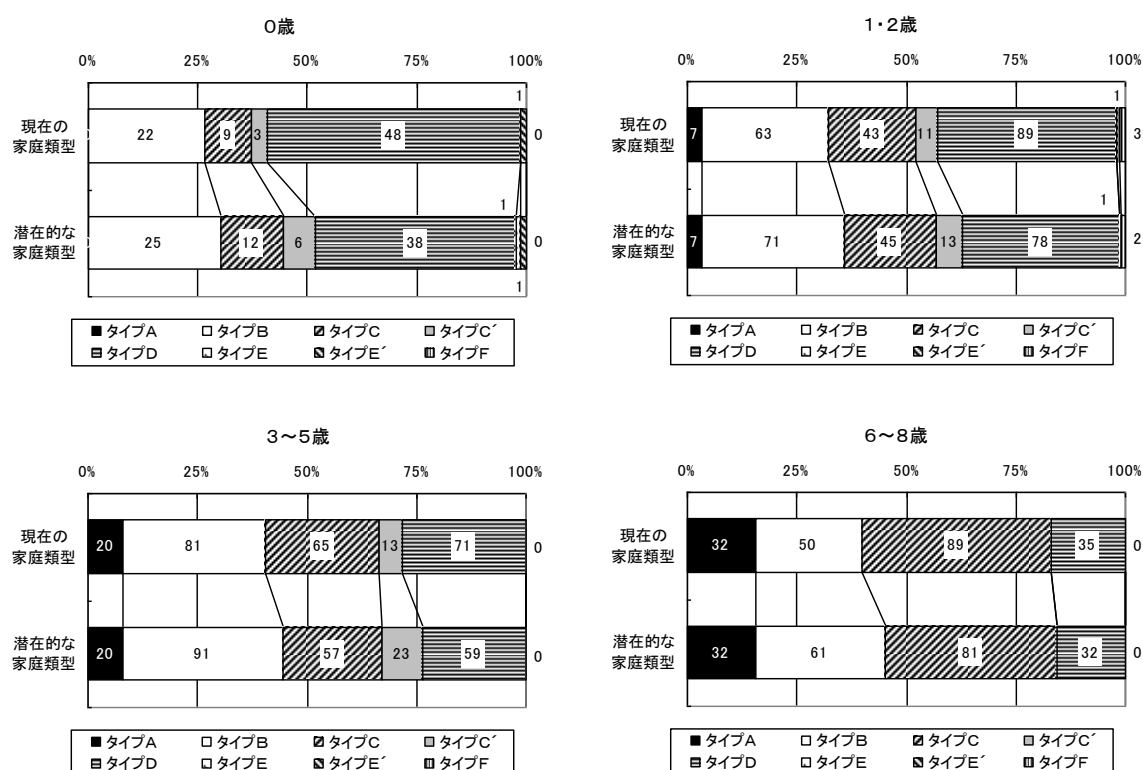
ニーズ調査結果を用いて、父親と母親の就労状況から現在の家庭類型（教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量の見込みに必要な世帯の分類化）を整理すると、子どもが0歳や1・2歳の世帯では母親が専業主婦であるタイプDが多くみられます。3歳以上になるとタイプDは減少し、母親がパートタイムで就労しているタイプCまたはC'の割合が増えています。

現在就労していない母親の今後の就労意向、パートタイムからフルタイムへの転換意向等を加味した潜在的な家庭類型では、すべての年齢でタイプDが減少する一方、タイプCまたはC'の割合が増加しており、就労する母親は現状より増加することが予想されます。

表3 家庭類型の種類

タイプ	父母の有無と就労状況
A	ひとり親家庭
B	フルタイム × フルタイム
C	フルタイム × パートタイム（就労時間：月120h以上 + 48h～120hの一部）
C'	フルタイム × パートタイム（就労時間：月48h未満 + 48h～120hの一部）
D	専業主婦（夫）
E	パートタイム × パートタイム（就労時間：双方が月120h以上 + 48h～120hの一部）
E'	パートタイム × パートタイム（就労時間：いずれかが月48h未満 + 48h～120hの一部）
F	無職 × 無職

図13 就労意向を踏まえた家庭類型の構成（就学前児童の家庭） ※グラフ内数値は回答者数



2 教育や保育等の状況

(1) 幼稚園

10 か所（うち3か所は休園中）の市立幼稚園があります。平成 26 年4月1日現在、定員数 765 人に対する園児数は 323 人となっており、入園率は地域によって差がみられます。

すべての幼稚園で、3 歳児保育と預かり保育を実施しています。また、未就園児の親子登園、子育てサークルの支援、子育てに関する相談・情報提供など、子育て支援の事業も実施しています。

表 4 幼稚園一覧

(単位：人)

運営	施設名	定員数				園児数
		3 歳	4 歳	5 歳	計	
公立	牛窓東幼稚園	20	30	30	80	19
	牛窓北幼稚園	10	30	30	70	8
	邑久幼稚園	40	60	70	170	125
	今城幼稚園	20	30	30	80	39
	美和幼稚園	10	30	30	70	7
	国府幼稚園	25	60	60	145	56
	行幸幼稚園	30	60	60	150	69
合計		155	300	310	765	323

※H26 年4月1日現在

※牛窓西幼稚園、玉津幼稚園、裳掛幼稚園は休園中

(2) 認可保育所

9 か所（うち1 か所は休園中）の認可保育所があります。各保育所では、0 歳児保育（長船東保育園以外）、延長保育、障がい児保育、土曜日保育、一時保育（福田保育園、今城保育園、長船西保育園以外）、マイ保育園を実施しています。

平成 26 年4月1日現在、定員数 875 人に対する園児数は 742 人となっています。

※マイ保育園とは

妊娠中から子どもが4歳になるまでの特に不安の多い時期に、身近な認可保育所に登録することで、保育士などから継続的に支援を受けることができる制度です。

表 5 認可保育所一覧

運営	施設名	0歳児 保育	延長保育	障がい児 保育	土曜日 保育	一時保育	マイ 保育園
私立	牛窓ルンビニ保育園	○	○	○	○	○	○
	あいあい保育園	○	○	○	○	○	○
	長船ちとせ保育園	○	○	○	○	○	○
公立	邑久保育園	○	○	○	○	○	○
	福田保育園	○	○	○	○		○
	今城保育園	○	○	○	○		○
	長船西保育園	○	○	○	○		○
	長船東保育園		○	○	○	○	○

※H26年4月1日現在

※玉津保育園は休園中

表 6 認可保育所の園児数

(単位：人)

	定員数	園児数						
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
牛窓ルンビニ保育園	100	4	13	24	14	27	18	100
あいあい保育園	60	6	10	8	10	14	12	60
長船ちとせ保育園	90	4	13	15	22	16	15	85
邑久保育園	160	2	22	28	28	28	27	135
福田保育園	140	1	20	22	31	27	24	125
今城保育園	90	1	5	13	9	17	14	59
長船西保育園	140	1	10	13	26	26	27	103
長船東保育園	95		8	15	16	21	15	75
合計	875	19	101	138	156	176	152	742

※H26年4月1日現在

(3) 事業所内保育施設、認可外保育施設

市内には、事業所内保育施設が2か所（愛生園・光明園）あります。また、裳掛児童館でも保育サービス（市単独事業）を実施しています。

表 7 裳掛児童館の園児数

(単位：人)

	定員数	園児数			
		3歳	4歳	5歳	計
裳掛児童館	90	2	4	4	10

※H26年4月1日現在

（４）放課後児童クラブ

市内には10か所の放課後児童クラブがあります。平成26年4月1日現在、定員数538人に対する利用児童数は318人となっています。

表8 放課後児童クラブ一覧

(単位：人)

	定員数	利用児童数						
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
牛窓ルンビニ児童クラブ	47	16	13	6	7	3	0	45
ゆめクラブ	45	7	7	9	1	1	1	26
ゆめっこクラブ1組	70	5	10	7	6	2	1	31
ゆめっこクラブ2組	70	9	11	12	5	2	1	40
ゆめっこクラブ3組	70	7	7	7	2	4	0	27
今城っ子クラブ	47	15	9	8	5	5	2	44
キッズクラブ	32	6	1	2	3	1	4	17
みゆキッズクラブ	70	18	13	5	1	0	0	37
第1ひまわりクラブ	47	17	11	9	2	1	1	41
美和っ子クラブ	40	3	2	2	2	1	0	10
合計	538	103	84	67	34	20	10	318

※H26年4月1日現在

（５）子育て支援センター

5か所の子育て支援センターが設置されています。センターでは、子育てに関する相談（電話・来所・訪問）や情報提供、子育てひろば、子育てサークルの活動支援など、子どもと子育て家庭を支援する様々な取り組みを行っています。

※実施施設 牛窓ルンビニ子育て支援センター、あいあい保育園子育て支援センター、長船ちとせ保育園子育て支援センター、邑久子育て支援センター、福田子育て支援センター

（６）病児・病後児保育

病気の治療中や回復期にあり、学校などでの集団生活が困難な子ども（小学校3年生まで）を対象とした病児・病後児保育を1か所で実施しています。

※実施施設 山陽ちびっこ療育園・牛窓

(7) ファミリー・サポート・センター事業

地域の中で子育ての援助を受けたい人（依頼会員）と援助を行いたい人（提供会員）で組織し、会員同士が子育てに関する援助活動を行っています。センターは、邑久保育園内に設置されています。

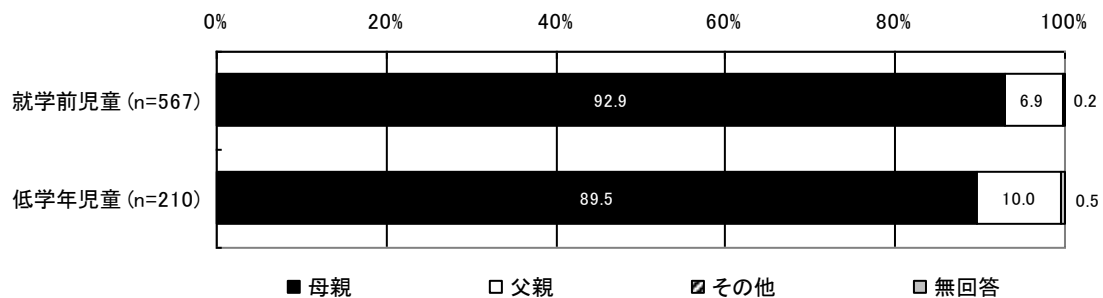
3 子育てに関する市民ニーズ

(1) 回答者の続柄

設問	あなたは、あて名のお子さんからみて、続柄は何ですか。(1つに○)
----	----------------------------------

就学前児童、低学年児童ともに、「母親」が約9割を占めています。

図14 回答者の続柄



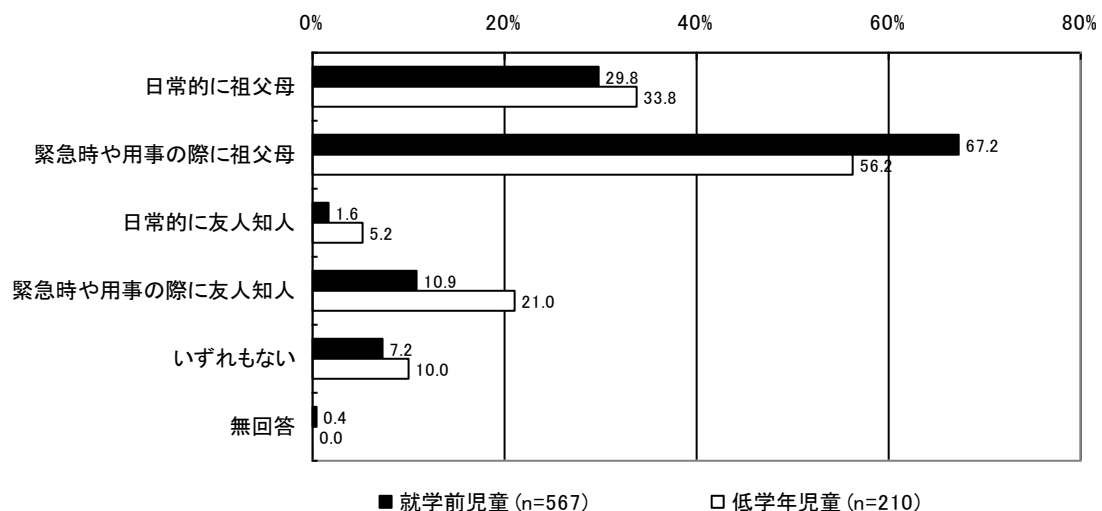
(2) 子どもを預かってもらえる人の有無

設問	日頃、お子さんを預かってもらえる人はいますか。(あてはまるものすべてに○)
----	---------------------------------------

就学前児童、低学年児童ともに、「緊急時や用事の際に祖父母」がいるとの回答が5割を超えて最も多いほか、「日常的に祖父母」も3割前後みられます。

一方、「いずれもない」は、就学前児童が7.2%、低学年児童は10.0%となっています。

図15 子どもを預かってもらえる人の有無

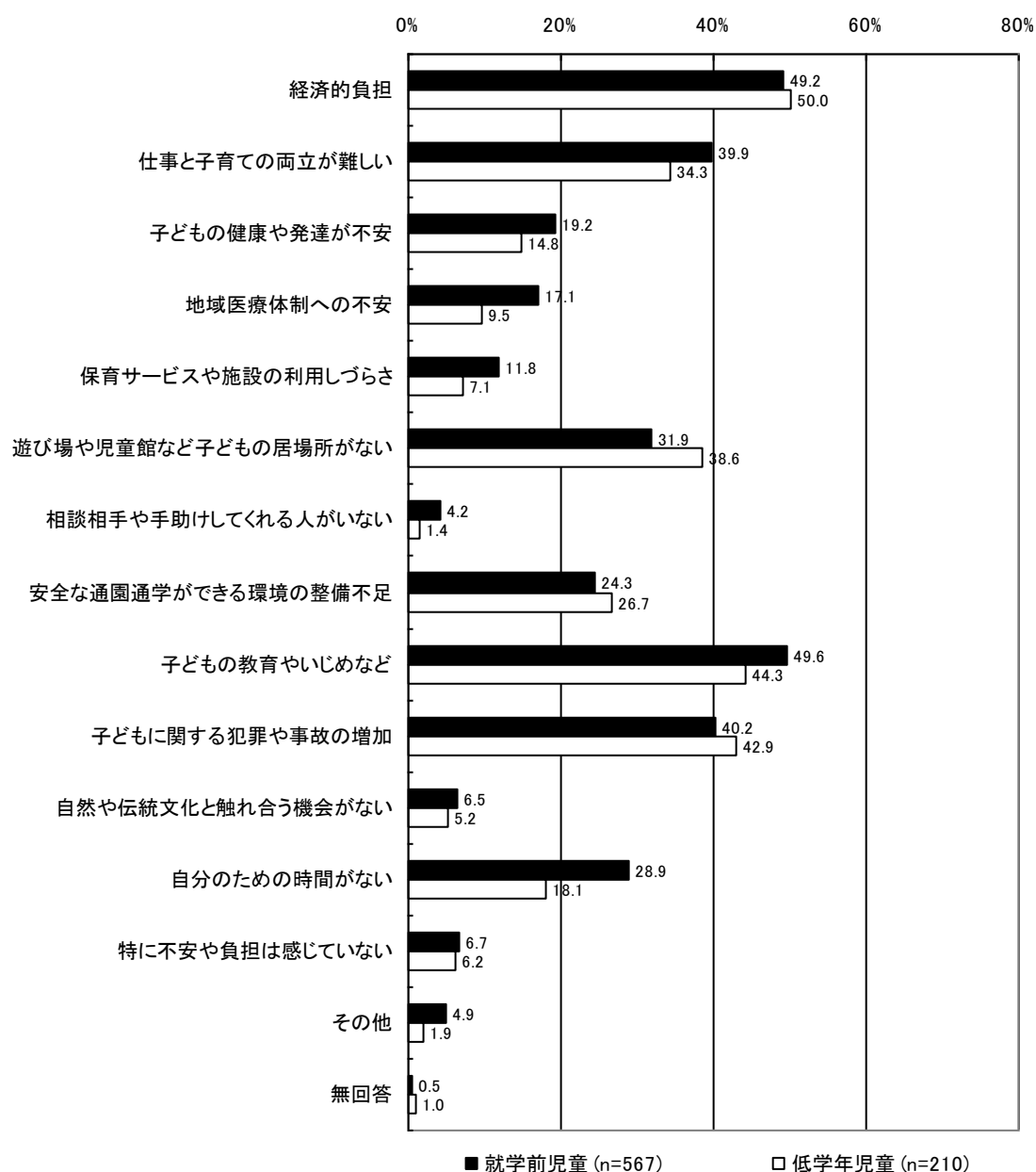


(3) 子育てをされていて感じる不安や負担感

設問	あなたは、子育てにどのような不安や負担感を感じていますか。(あてはまるものすべてに○)
----	---

就学前児童、低学年児童ともに、「経済的負担」、「子どもの教育やいじめなど」、「子どもに関する犯罪や事故の増加」が 4 割を超えています。それ以下では、「仕事と子育ての両立が難しい」、「遊び場や児童館など子どもの居場所がない」といった項目も 3 割を超える回答がみられます。

図 16 子育てをされていて感じる不安や負担感



(4) 子育て支援に関する事業への意向

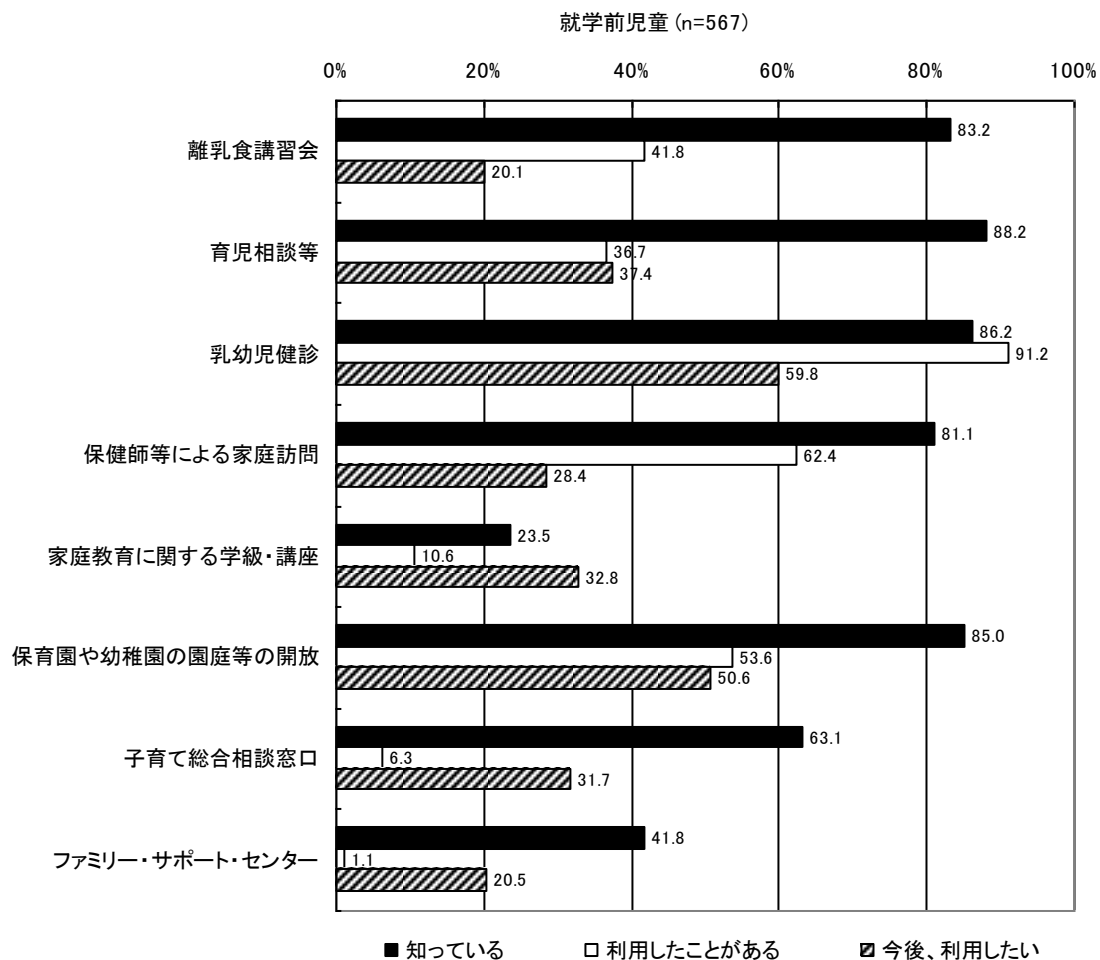
設問	次の①～⑧のサービスを知っていたり、これまでに利用したことはありますか。また、今後利用したいと思いますか。(それぞれについて1つに○)
----	---

「知っている」では、育児相談等、乳幼児健診、保育園や幼稚園の園庭等の開放、離乳食講習会などが8割を超え、認識度が高くなっています。

「利用したことがある」では、乳幼児健診、保健師等による家庭訪問が他の項目に比べて多くの回答がみられます。

一方、子育て総合相談窓口、家庭教育に関する学級・講座、ファミリーサポートセンターについては、「今後、利用したい」との回答が「利用したことがある」を大きく上回っており、高い利用意向が伺えます。

図 17 子育て支援に関する事業への意向（就学前児童）



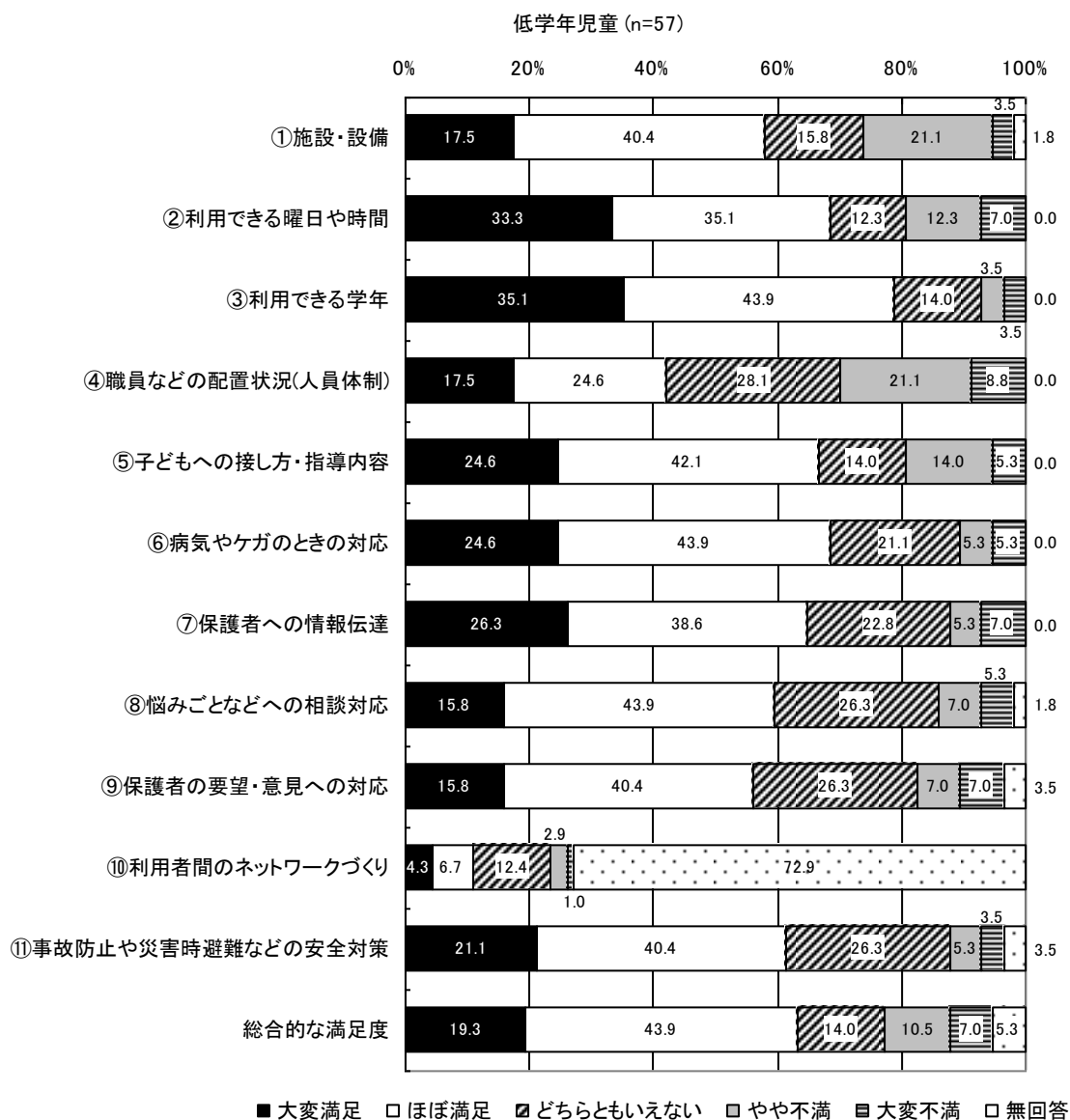
(5) 放課後児童クラブ（学童保育）の満足度

設問	※現在、放課後児童クラブ（学童保育）を利用している子どものみ 通っている放課後児童クラブ（学童保育）に対してどのように感じていますか。 （それぞれ1つに○）
----	--

③利用できる学年、⑥病気やケガのときの対応、②利用できる曜日や時間、⑤子どもへの接し方・指導内容、⑦保護者への情報伝達といった項目は、「大変満足」と「ほぼ満足」を合わせると7割前後の保護者が“満足”しています。

一方、④職員などの配置状況（人員体制）、①施設・設備は、「やや不満」や「大変不満」との回答が占める割合が他に比べ高くなっています。

図 18 放課後児童クラブ（学童保育）の満足度

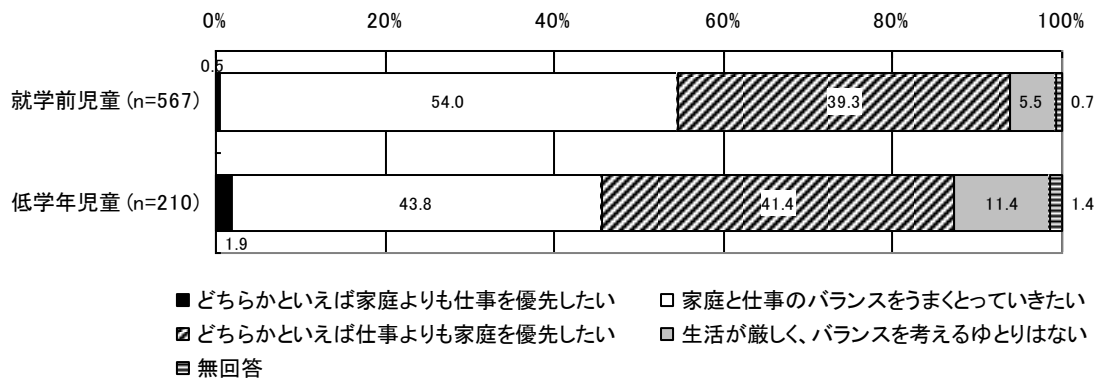


（6）仕事と家庭のバランスについて

設問	仕事と家庭のバランスについて、あなたの考え方に最も近いものはどれですか。（1つに○）
----	--

就学前児童、低学年児童ともに、「家庭と仕事のバランスをうまくとっていきたい」や「どちらかといえば仕事よりも家庭を優先したい」との回答が多くみられます。

図 19 仕事と家庭のバランスについて

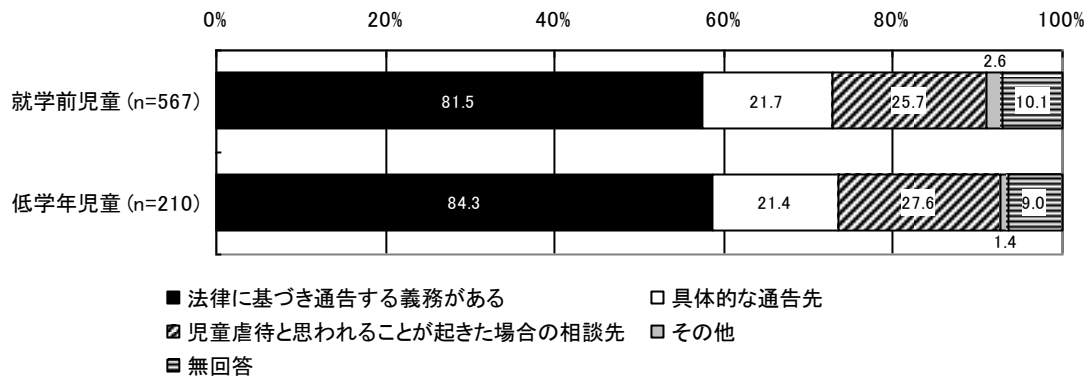


（7）児童虐待防止について知っていること

設問	児童虐待について知っていることは何ですか。（あてはまるものすべてに○）
----	-------------------------------------

就学前児童、低学年児童ともに、「法律に基づき通告する義務がある」が 8 割強で最も多く、「具体的な通告先」や「児童虐待と思われることが起きた場合の相談先」は 2～3 割となっています。

図 20 児童虐待防止について知っていること



(8) 充実を希望する子育て支援策

設問	あなたは、瀬戸内市に対してどのような子育て支援の充実を図ってほしいと期待しますか。 (あなたの考えに近いもの5つまで○)
----	---

就学前児童では、「子連れでもでかけやすい場所を増やす」が76.9%で最も多く、次いで「保育園、幼稚園にかかる費用負担の軽減」(46.7%)、「保育園、幼稚園の保育内容の質の向上」(31.2%)、「子どもが安心して医療機関にかかる体制の整備」(31.2%)が続いています。

低学年児童では、「子連れでもでかけやすい場所を増やす」が51.9%で最も多く、次いで「遊び場を増やす」(46.2%)、「子どもが安心して医療機関にかかる体制の整備」(35.2%)第1位となっており、その他「親子が安心して集まれる場、イベントの機会」(28.2%)、「放課後の居場所を増やす」(28.1%)が続いています。

図 21 充実を希望する子育て支援策（就学前児童）

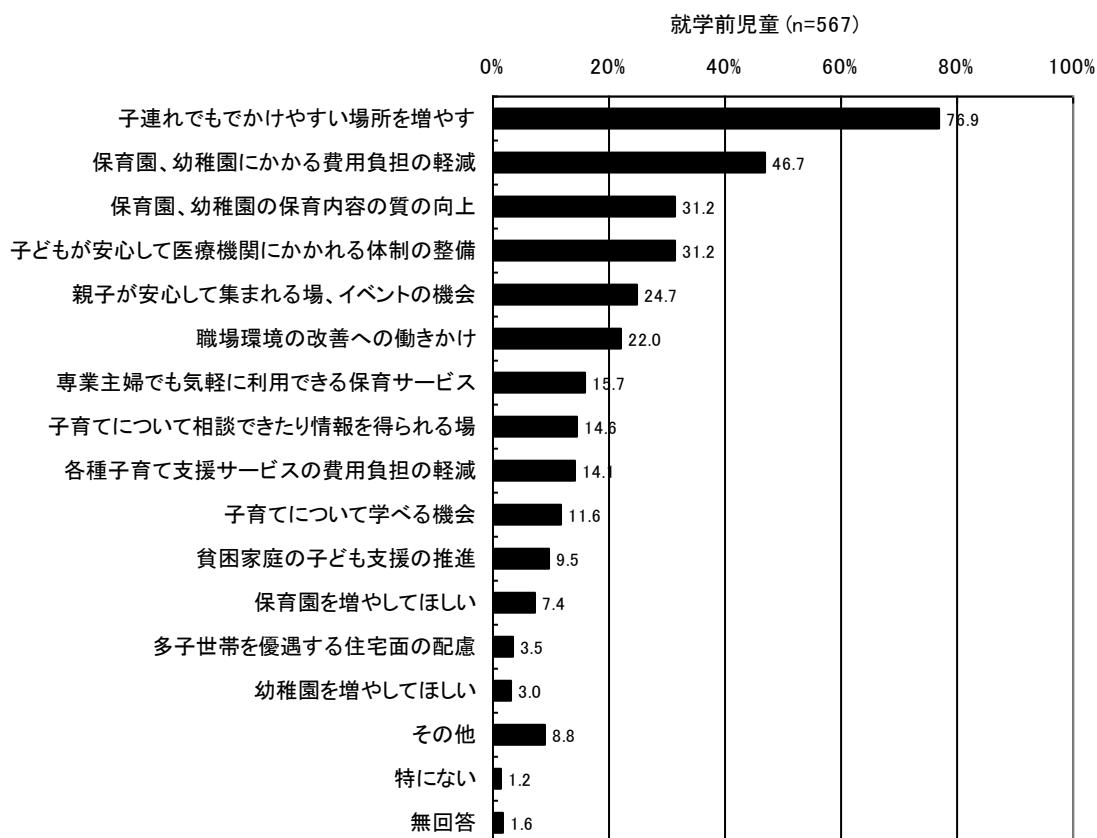
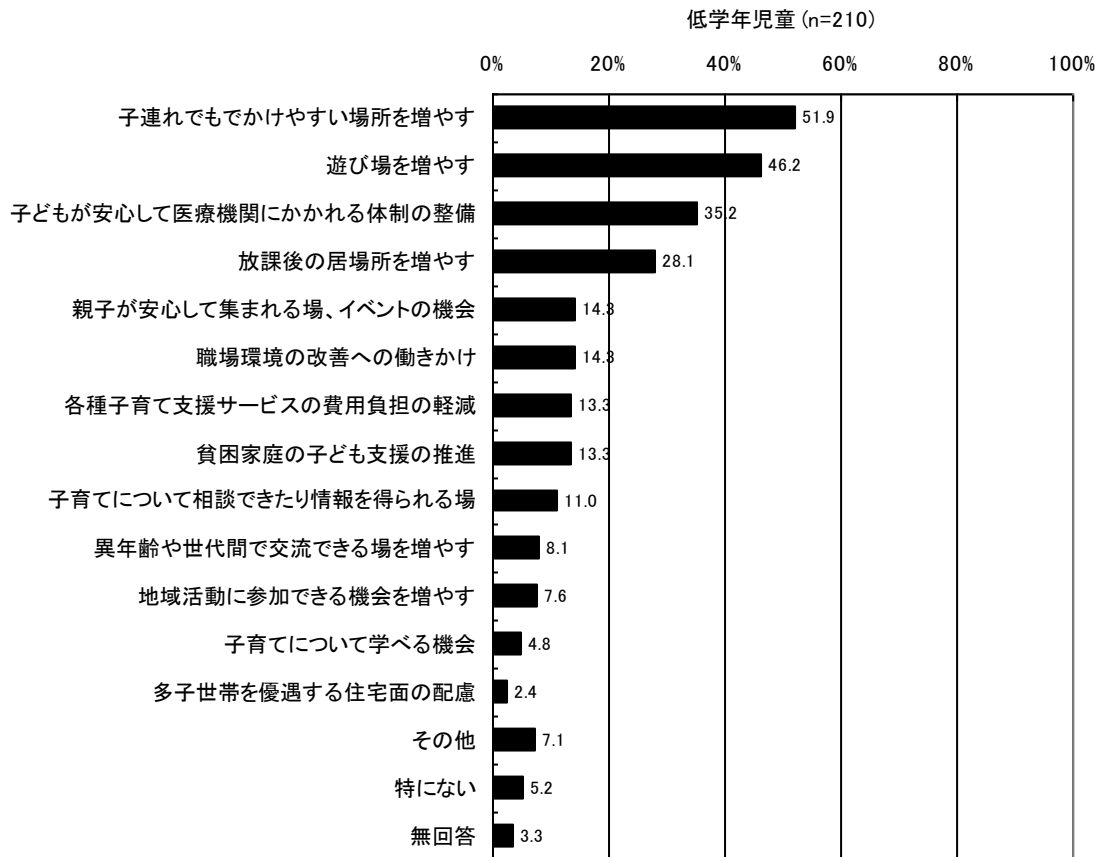


図 22 充実を希望する子育て支援策（低学年児童）

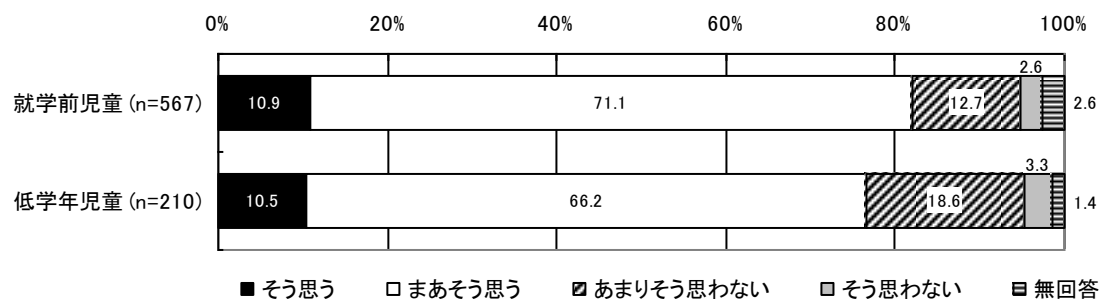


（９）子育て環境の満足度

設問	瀬戸内市は安心して子どもを産み育てることができるまちだと思いますか。（１つに○）
----	--

就学前児童、低学年児童ともに、「まあそう思う」が最も多く、「そう思う」と合わせた“何らかの満足感がある”保護者は、全体の約８割となっています。

図 23 子育て環境の満足度



4 瀬戸内市次世代育成支援対策行動計画（後期計画）の達成状況等

今後も次代を担う子どもが健やかに生まれ、育つことができる環境づくりを推進するため、瀬戸内市次世代育成支援対策行動計画（後期計画）で取り組んできた施策の中で、本計画で継承する子ども・子育て支援施策については、積極的な取り組みを行っていきます。

基本目標 1 子育て家庭の支援

施策の方向		主な実施状況
(1) 地域における子育て家庭の支援	① 保育サービスの充実	・ 認可保育所では、0歳児保育（長船東保育園以外）、延長保育を実施しています。 ・ 現在未実施の休日保育については、ニーズの把握に努める必要があります。 ・ すべての幼稚園（休園を除く）で預かり保育を実施しています。 ・ 保育参観や市幼稚園研究会を通して幼稚園と保育園の交流を深めました。また、市保育協議会主催の視察研修で、他市の認定こども園を訪問し、具体的な保育や運営について学ぶことができました。 ・ 各認可保育所で、園内及び市職員研修会、県・市保育協議会主催の研修会、子育て支援に関する研修会等に参加し、質の向上につながりました。 ・ 危機管理マニュアルに沿って、警察署、消防署などと連携し、防犯訓練や避難訓練、防災教室、救命講習などを実施しました。 ・ 認可保育所の保育料について、国の基準よりも低額な基準を設定し、子育て家庭の経済的支援を進めました。
	② 子育て家庭を支援する多様なサービスの充実	・ 市内に1か所ある病児・病後児保育施設（病児・病後児対応型）の周知を行いました。 ・ 5か所の認可保育所で一時預かり事業を実施しています。うち2か所は生後2か月から利用可能とし、子育て支援につながりました。 ・ 10か所で放課後児童クラブが設置されています。市主催で指導員研修会を実施し、指導員の資質の向上を図りました。 ・ 5か所で地域子育て支援センターが設置されています。 ・ ファミリー・サポート・センター事業は、活動できる提供会員が減少しているため、提供会員の確保が必要です。 平成26年度、新規の提供会員を12名登録しました。

施策の方向		主な実施状況
【つづき】 (1) 地域における子育て家庭の支援	③子育て家庭への情報提供・相談体制の充実	・ 妊娠期から子どもの成長過程に沿った子育てに関する各種制度などを紹介した子育て応援冊子を妊娠届時に配布しています。 ・ 市内の商店・施設等におむつの交換台や授乳スペース等があるかどうかを表示した子育て応援マップを妊娠届時に配布。冊子・マップともに市役所等の保健福祉窓口に設置しています。 ・ 子育て応援サイト（市ホームページ）で子育てに役立つ情報などをインターネットで紹介しています。 ・ 愛育委員による家庭訪問では、手づくりのおもちゃを持って、赤ちゃん誕生を祝福し、子育てに関する情報提供を行っています。 ・ 年2回親子クラブ役員会を開催し、活動支援を行っています。愛育委員や栄養委員、子育て支援センター保育士も役員会へ出席し、多くの機関で親子クラブの活動を支援する体制を整えました。 ・ 家庭相談員2名（うち1名は臨床心理士）と保健師により、児童相談援助を進めました。 ・ 子育て支援も含めた総合相談窓口を設置するため、子ども教育検討プロジェクトチーム及び関係各課で課題として取り上げ、調査研究を行いました。
	④子育て家庭支援のネットワークづくり	・ 保健福祉フェスタで、民生委員児童委員、愛育委員、栄養委員等、子育て支援ネットワークメンバーと連携しながら、子育ての楽しさ、喜びを市民に伝えました。
(2) 子どもの健全育成	①世代間や地域交流の推進	・ 各学校、認可保育所の実情に合わせて、親子料理教室や季節の行事などを地域と連携して開催しました。 ・ 各公民館では、地域の協力を得ながら、子ども体験教室を開催しています。 ・ 認可保育所の園庭開放とともに、老人会や地域ボランティアの協力のもと、伝承遊びやいも掘り体験などを実施しました。また、老人ホーム等との交流を行いました。 ・ 放課後児童クラブに、地域ボランティアの講師に招き、絵本読み聞かせ会、手芸教室、けん玉教室などを行っています。
	②いじめ・少年非行、引きこもり・不登校等への支援	・ 要保護児童対策地域協議会を開催し、関係機関における要保護児童に関する情報や課題を共有しています。また、困難ケースなどについて、タイムリーに個別会議を開催し、支援体制の充実を図っています。 ・ 青少年育成センター・指導員による日常的巡視や広域合同列車巡視、早朝巡視を実施しています。 ・ 児童・生徒の欠席状況を日常的に把握し、家庭への連絡や家庭訪問を積極的に行ったことにより、不登校児童・生徒の出現率が減少しました。

施策の方向		主な実施状況
【つづき】 (2) 子どもの健全育成	③各種団体が行う活動への支援や施設等の活用・充実	- 民生委員児童委員、主任児童委員が小中学校を訪問し、児童・生徒の状況把握及び情報交換などの活動を行っています。 - 子育て支援団体に対する公民館使用料等の減免登録を行うとともに、保育園保護者会、親子クラブ等 19 団体に対して、活動費の補助を行っています。 - ゆめトピア長船や社会教育施設の使用料の減免を行っています。 - スポーツ少年団や FOS 少年団、B&G 海洋クラブに対して活動費の補助を行っています。 - 自治会等が実施する地域の行事、環境整備、ふれあい事業等に対して補助金を交付しています。しかし、自治会活動が停滞している地域もあり、更なる活性化施策が必要となっています。
	④経済的支援	児童手当及び出産育児一時金の支給を行っています。
(3) 多様な働き方の実現及び仕事と子育ての両立の推進		- 男女共同参画講座を開催し、普及啓発を行っています。 - 多様なライフスタイルに対応した育児・介護休業制度の広報と情報提供を行うため、市広報紙等で制度の普及啓発を実施しました。 - 瀬戸内市男女共同参画基本計画に基づき、市広報紙やホームページで多様な働き方の条件等の普及啓発を実施しています。 - 子育て応援冊子の中で、育児休業など、仕事を続けながら育児をする方を支える制度を紹介しています。 - ジョブスポットせとうち、ハローワークとの連携による女性の再就職への支援に取り組んでいます。

基本目標 2 子どもと母親の健康の確保と増進

施策の方向	主な実施状況
(1) 子どもと母親の健康の確保	- 母子健康手帳交付時にアンケート調査を行い、妊娠中の健康管理や過ごし方などについて、面接指導を行っています。また、気がかりな妊婦には、電話や家庭訪問を行い、出産育児に向けた支援も実施しています。 - 産婦へアンケートを行い、気がかりな産婦には、電話や家庭訪問を行っています。乳児家庭全戸訪問事業の実施率は 95% ですが、訪問の受入れについて、継続して妊娠届出時などを活用した周知啓発が必要となっています。 - 乳幼児健診未受診者へ漏れなく連絡を取る体制を強化し、これまで不十分であった幼稚園との連携体制を整備したことにより、健診受診率の向上や乳幼児に対するほぼ 100% の把握につながっています。 - 親子教室は年齢で 2 つに分けて年 16 回ずつ、乳幼児こころの健康相談を年 12 回、発達相談を年 4 回実施しています。 - 乳幼児健診時に、虫歯になる可能性が予測できるカリオスタット検査を実施しています。 - 乳幼児健診時に、年齢に応じた事故予防のためのチェックリストやパンフレットを配布しています。

施策の方向	主な実施状況
(2)食育の推進	・ 離乳食講習会を開催し、心身発達上の食事の重要性や、乳幼児期の栄養について指導助言を行っています。また、幼稚園・認可保育所でのお箸教室の開催ほか、栄養委員の協力のもと小学生・中学生を対象とした料理教室や親子 3 世代を対象とした調理実習を実施しています。 ・ 各認可保育所で、食育に関する年間計画を作成し、保護者には毎月、給食だより等による食育情報を提供しています。また、児童は野菜の栽培・収穫体験や収穫した野菜を使っのクッキング等も行っています。 ・ 小学校では、給食だより等を通じて、食に関する情報提供を行うとともに、給食の食材に地場産物を使用することで、食育を推進しました。
(3)思春期保健対策の充実	・ こころの健康相談を開催するとともに、発達支援コーディネーターとの連携による学校との情報交換も行っています。 ・ 県教育委員会の事業を活用して、市内 3 中学校・2 小学校にスクールカウンセラーを配置し、相談機能の拡充を図っています。 ・ 邑久高校の文化祭でタバコや薬物の害について啓発活動を行いました。
(4)小児医療の充実	・ 市民病院では週 2 回小児科の診療を実施しています。 ・ 不妊治療に関する支援制度の周知を市ホームページを通じて行っています。制度の利用件数は増加傾向にあります。 ・ 平成 23 年 10 月診療分より、年齢対象を 15 歳（中学卒業）まで拡大して小児医療費給付事業を実施しています。 ・ 子どもがかかりやすい感染症や、新たに発生する感染症に関する情報及び予防方法について、市広報紙や市ホームページ等で周知しています。

基本目標 3 子どもへの健やかな成長を目指した教育環境の整備

施策の方向	主な実施状況
(1)次代の親の育成	・ 中学生が、中学校に出向いた地域の乳児とその保護者とふれあう機会（こんにちは赤ちゃんプロジェクト）に関わり、子どもを産み育てることの意識啓発と技術指導を行っています。 ・ 夏休み期間など、認可保育所で中高生ボランティアの受入れを行っています。
(2)学校教育・幼児教育の充実	・ 県からの教員の加配や市費による非常勤講師、支援員の配置により、少人数指導や生徒指導の充実を図るとともに、きめ細やかな指導を実施しています。 ・ 年間指導計画をもとに、教育活動全体を通じて継続的に道徳教育を進めています。 ・ 市内 3 中学校と 2 小学校にスクールカウンセラーを配置し、児童・生徒や保護者の心のケアに努めています。 ・ 各学校で学校評議員を委嘱し、学校運営に対する調査や意見を踏まえ、地域に開かれた学校づくりを推進しています。 ・ すべての幼稚園・小中学校で、防犯や安全のための教職員研修や訓練を計画的・継続的に実施しています。 ・ 学校と PTA、地域等が連携・協力して安全パトロール等の活動を実施しています。
(3)家庭や地域の教育力の向上	・ 家庭教育学級を開設し、保護者同士の絆が深まり、子育てについてなど話し合う場と機会を提供しています。 ・ ブックスタートバックを 9 か月健診時に、説明をしながら手渡し、本を通した親子のふれあいについて啓発しています。

基本目標 4 子育てを支援する生活環境の整備

施策の方向	主な実施状況	
(1) バリアフリーのまちづくり	① 安心して外出できる環境の整備	・ JR 西日本に長船駅のホームと電車との段差解消について、早期の実施を要望しています。 ・ 市道改良工事と合わせ、歩道の新設や改良を実施しています。 ・ 妊娠期から子どもの成長過程に沿った子育てに関する各種制度などを紹介した子育て応援冊子を妊娠届時に配布しています。また、市内の商店・施設等におむつの交換台や授乳スペース等があるかどうかを表示した子育て応援マップも配布しています。
	② 良質な住宅・居住環境の確保	・ 定住促進団地の販売とともに、チラシや住宅情報誌を活用した PR を実施しています。また、新たに定住パンフレットも作成しました。 ・ 空家情報バンク制度による定住促進事業を実施しています。 ・ 相談員による住宅の増改築や耐震対策に関する相談を月 1 回実施しています。
(2) 安全・安心なまちづくり	① 交通安全の推進	・ 瀬戸内交通安全協会がチャイルドシート、ジュニアシートの貸し出しを実施しています。 ・ 交通安全対策協議会を春・秋の 2 回開催し、関係団体が一体となって交通安全活動を実施しています。 ・ 瀬戸内市交通安全協会や交通安全母の会を中心に、通学路などに交通安全看板などの設置しています。
	② 子どもを犯罪等の被害から守る活動の推進	・ 瀬戸内警察署の依頼を受け、不審者情報や動物出沒に関する情報をすべての幼稚園・小中学校に提供しています。 ・ 瀬戸内警察署による管内防犯ボランティア団体会議を開催し、犯罪情勢、交通事故発生状況、交番・駐在所を地域の生活安全センターとした犯罪抑止の連携協力について、各防犯ボランティア団体との連携を図っています。
	③ 被害にあった子どもの保護の推進	・ 要保護児童対策地域協議会を開催し、関係機関における要保護児童に関する情報や課題を共有しています。また、困難ケースなどについて、タイムリーに個別会議を開催し、支援体制の充実を図っています。

基本目標5 支援が必要な子どもと家庭への取組みの推進

施策の方向	主な実施状況
(1) 児童虐待防止対策の推進	・ 11月の児童虐待防止月間に併せて、ポスターや啓発チラシの配布、及び市広報紙への掲載等により市民への啓発を行っています。 ・ 支援の必要な家庭を保健師等が継続的に訪問して相談支援を行うとともに、愛育委員による声掛け訪問も実施しています。 ・ 未婚の若年出産や、育児不安の強い母親など、養育面が心配な家庭に定期的に訪問し、助言・指導を行っています。
(2) ひとり親家庭への支援	・ 母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく母子・父子自立支援員を市福祉事務所に設置し、ひとり親家庭の子育てや就労等に関する相談や情報提供を行っています。 ・ 経済的支援による自立支援として、認可保育所保育料の減免、児童扶養手当の支給、自立支援教育訓練給付金等の活用促進、母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度の窓口業務を行っています。
(3) 障がい児施策の推進	・ 乳幼児健診で多職種のスタッフによる発育や発達等のチェックを実施するとともに、健診終了後のカンファレンスで要フォロー児の検討を実施しています。 ・ 要精密検査必要児の保護者に対して、十分な状況の理解や納得を得た上で、専門機関への受診勧奨を行っています。 ・ 専門医による幼児の発育や発達についての相談を実施しています。 ・ すべての認可保育所で障がい児保育の実施体制を整えています。人員加配の必要な児童が増えており、保育士の確保が課題となっています。 ・ 自閉症・情緒障がいの児童を対象とした通級指導教室を実施するとともに、就学指導委員会だけでなく、随時対象児童生徒の就学について、審議・判定も行っています。 ・ 特別支援教育連絡協議会を年1回開催し、関係機関の連携を確保しています。また、通常学級における支援を要する児童・生徒に対して、適切な支援員の配置を実施しています。 ・ 障がいのある子どもを受入れている放課後児童クラブを対象とした障がい児受入サポート事業（委託料の加算）を実施しています。
(4) すべての子どもと家庭への総合的な支援	・ 児童虐待の相談件数は年々増加しており、関係機関や地域住民への意識の高まりも要因として考えられます。その一方で保護者の離婚や再婚、精神的な問題、経済的な問題等、複数の課題を抱える家庭が増加しています。

表9 後期計画の目標事業量に対する実績

(単位：人)

事業名		H21 年度 実績	H25 年度 実績（増減）		H26 年度 目標事業量（増減）	
認可保育所 （通常保育事業）	施設数	8か所	9か所	(1か所)	10か所	(2か所)
	合計	790人	900人	(110人)	790人	(－)
事業所内保育施設		2か所	2か所	(－)	2か所	(－)
		51人	51人	(－)	51人	(－)
その他の保育施設（児童館）		1か所	1か所	(－)	1か所	(－)
		90人	90人	(－)	90人	(－)
幼稚園の預かり保育		8か所	8か所	(－)	8か所	(－)
		190人	190人	(－)	190人	(－)
延長保育事業		8か所	8か所	(－)	10か所	(2か所)
		35人	33人	(2人減)	50人	(15人)
休日保育事業		－	－	－	1か所	(1か所)
		－	－	－	50人	(50人)
病児・病後児 保育事業	病児・病後児対応型	1か所	1か所	(－)	1か所	(－)
		67日	176日	(109日)	1,440日	(1,373日)
	体調不良児対応型 （自園型）	－	－		2か所	(2か所)
		－	－		960日	(960日)
一時預かり事業		4か所	5か所	(1か所)	6か所	(2か所)
		1,620日	4,245日	(2,625日)	8,640日	(7,020日)
ショートステイ事業 （短期入所生活援助事業）		2か所	2か所	(－)	4か所	(2か所)
		0日	0日	(－)	100日	(100日)
放課後児童健全育成事業 （放課後児童クラブ）		9か所	10か所	(1か所)	10か所	(1か所)
		263人	306人	(43人)	400人	(137人)
地域子育て支援拠点事業 （地域子育て支援センター）		4か所	5か所	(1か所)	5か所	(1か所)
ファミリー・サポート・センター事業		1か所	1か所	(－)	3か所	(2か所)

※増減は平成21年度実績との比較

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

次代を担う子どもたちが、心豊かで健やかに育つことは、将来、本市はもとより社会が発展していくために欠かせないものであり、そのためにも子どもや子育て家庭を社会全体で支えていくことが求められています。

本市は、子ども・子育て支援を推進するにあたり、

安心して子育てができるまち 瀬戸内市
みんなでしようや 子育て支援

をキャッチフレーズとして掲げ、個人・家庭・地域、職場、行政が協働して、地域の中の様々な資源を活用した「子ども・子育て支援社会」の構築を目指します。

2 基本的な視点

子ども・子育て支援法の趣旨等を踏まえ、本計画の基本的な7つの視点を次のように設定します。

視点1

「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すことを基本とします。

視点2

障がい、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもや子育て家庭を対象とし、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指します。

視点3

子ども・子育て支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、核家族化、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加、児童虐待、兄弟姉妹の数の減少など、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境が変化していることを踏まえ、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを目指します。

視点4

子どものより良い育ちを実現するために、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援します。

視点5

乳児期における愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得など、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育の安定的な提供を通じて、子どもの健やかな発達を支援します。

視点6

妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行うとともに、子どもや子育て家庭の置かれた状況を踏まえ、幼児期の教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を進めます。

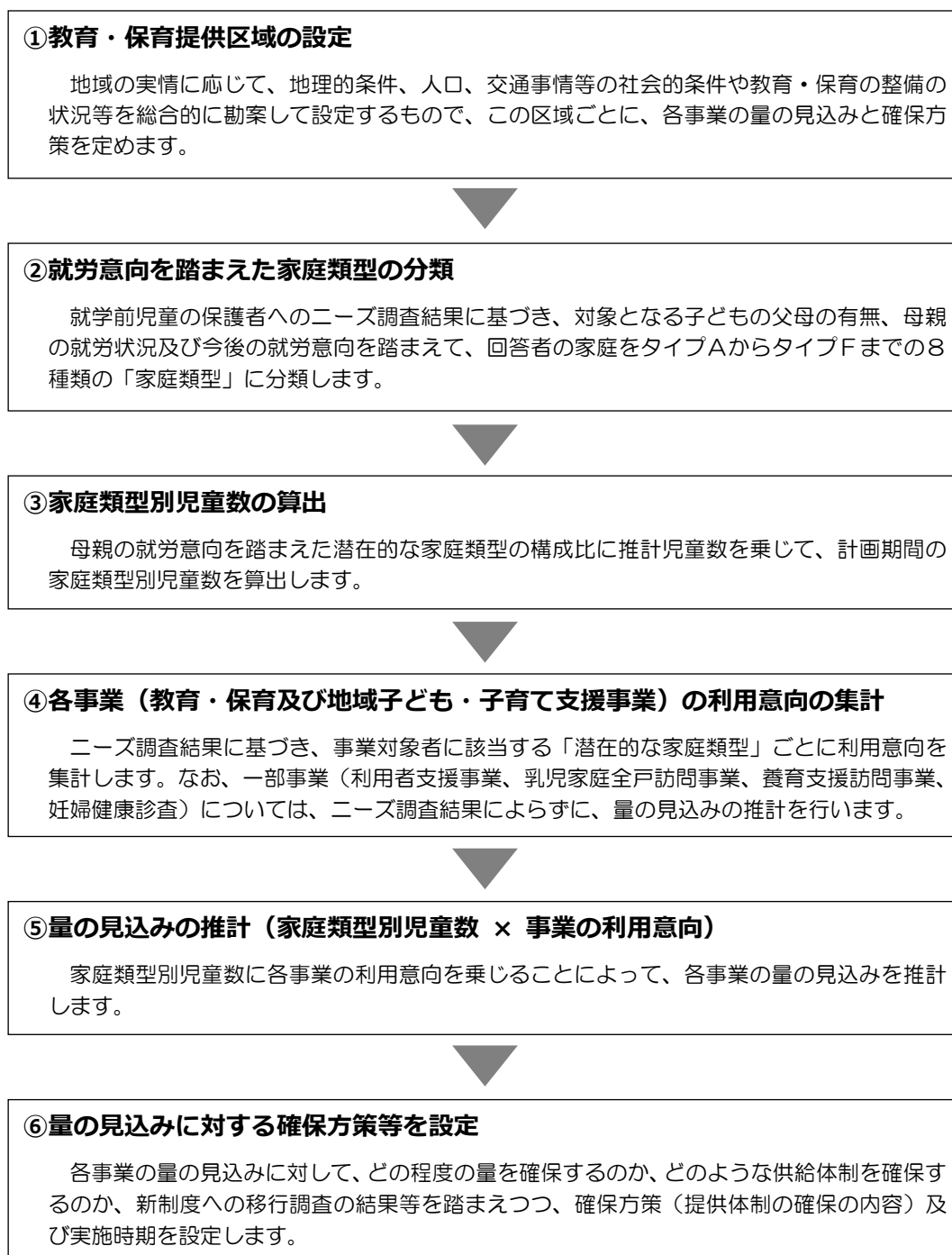
視点7

社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たせるよう呼びかけます。

第4章 子ども・子育て支援に関する事業の量の見込みと確保方策

本市は、子ども・子育て支援に関する事業（教育・保育と子ども・子育て支援事業）の充実に向けて、ニーズ調査結果等に基づき量の見込み（必要量）を設定し、見込みに応じた確保方策（確保の内容・量）及び実施時期を設定します。

図 24 教育・保育と子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策の設定フロー



1 教育・保育提供区域

子ども・子育て支援法第61条により、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して「教育・保育提供区域」を設定し、区域ごとに事業の必要量を算出するとともに、事業内容や実施時期を示さなければならないとされています。

本市では、

- ①長期的な推計では、0～14歳人口は減少傾向にあること
- ②道路や上下水道などのインフラ整備や住宅の整備は今後と考えられるが、人口が増加する地域を予測することは難しいこと
- ③利用実績とニーズ量の見込みは大きく乖離していないことから、新たな大規模施設整備は必要ないこと
- ④保護者の就労や生活の利便性等を考慮しても、現状の教育・保育施設の配置で特に問題はないと考えられること

を踏まえ、市全域を教育・保育提供区域として設定します。

2 家庭類型別児童数

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み（必要量）を算出するにあたり、将来人口にニーズ調査結果から整理した今後の就労意向を踏まえた潜在的な家庭類型の構成比を乗じて、計画期間の家庭類型別児童数を求めました。

表10 0歳の家庭類型別児童数

（単位：人）

		潜在的な 家庭類型 の構成比	家庭類型別児童数				
			H27年	H28年	H29年	H30年	H31年
タイプA	ひとり親家庭	0.0%	0	0	0	0	0
タイプB	フルタイム×フルタイム	30.1%	70	68	68	67	65
タイプC	フルタイム×パートタイム	14.5%	33	33	33	32	31
タイプC'	フルタイム×パートタイム（短）	7.2%	17	16	16	16	16
タイプD	専業主婦（夫）	45.8%	106	104	103	101	99
タイプE	パートタイム×パートタイム	1.2%	3	3	3	3	3
タイプE'	パートタイム×パートタイム（短）	1.2%	3	3	3	3	3
タイプF	無職×無職	0.0%	0	0	0	0	0

表 11 1～2 歳の家庭類型別児童数

(単位：人)

	潜在的な 家庭類型 の構成比	家庭類型別児童数				
		H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	H31 年
タイプA ひとり親家庭	3.2%	16	16	16	16	16
タイプB フルタイム×フルタイム	32.7%	161	167	165	163	161
タイプC フルタイム×パートタイム	20.7%	102	106	105	103	102
タイプC' フルタイム×パートタイム（短）	6.0%	29	31	30	30	30
タイプD 専業主婦（夫）	35.9%	176	184	182	179	177
タイプE パートタイム×パートタイム	0.0%	0	0	0	0	0
タイプE' パートタイム×パートタイム（短）	0.5%	2	2	2	2	2
タイプF 無職×無職	0.9%	5	5	5	5	5

※端数処理により、構成比の計は 100%にならない。

表 12 3～5 歳の家庭類型別児童数

(単位：人)

	潜在的な 家庭類型 の構成比	家庭類型別児童数				
		H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	H31 年
タイプA ひとり親家庭	8.0%	74	69	67	66	67
タイプB フルタイム×フルタイム	36.4%	338	316	307	298	305
タイプC フルタイム×パートタイム	22.8%	212	198	192	187	191
タイプC' フルタイム×パートタイム（短）	9.2%	85	80	78	75	77
タイプD 専業主婦（夫）	23.6%	219	205	199	194	198
タイプE パートタイム×パートタイム	0.0%	0	0	0	0	0
タイプE' パートタイム×パートタイム（短）	0.0%	0	0	0	0	0
タイプF 無職×無職	0.0%	0	0	0	0	0

表 13 6～8 歳の家庭類型別児童数

(単位：人)

	潜在的な 家庭類型 の構成比	家庭類型別児童数				
		H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	H31 年
タイプA ひとり親家庭	8.0%	69	73	74	78	72
タイプB フルタイム×フルタイム	36.4%	314	331	335	353	330
タイプC フルタイム×パートタイム	22.8%	197	207	210	221	207
タイプC' フルタイム×パートタイム（短）	9.2%	79	84	85	89	83
タイプD 専業主婦（夫）	23.6%	204	215	217	229	214
タイプE パートタイム×パートタイム	0.0%	0	0	0	0	0
タイプE' パートタイム×パートタイム（短）	0.0%	0	0	0	0	0
タイプF 無職×無職	0.0%	0	0	0	0	0

※潜在的な家庭類型の構成比は 3～5 歳のものを使用

表 14 9～11 歳の家庭類型別児童数

(単位：人)

	潜在的な 家庭類型 の構成比	家庭類型別児童数				
		H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	H31 年
タイプA ひとり親家庭	8.0%	74	72	70	69	72
タイプB フルタイム×フルタイム	36.4%	338	328	320	313	330
タイプC フルタイム×パートタイム	22.8%	212	206	200	196	207
タイプC' フルタイム×パートタイム(短)	9.2%	85	83	81	79	83
タイプD 専業主婦(夫)	23.6%	219	213	207	203	214
タイプE パートタイム×パートタイム	0.0%	0	0	0	0	0
タイプE' パートタイム×パートタイム(短)	0.0%	0	0	0	0	0
タイプF 無職×無職	0.0%	0	0	0	0	0

※潜在的な家庭類型の構成比は 3～5 歳のものを使用

3 教育・保育施設及び地域型保育事業

国が示しているニーズ調査結果を用いた方法で量の見込み（必要量）を算出した上で、年度ごとに量の見込みに対する確保数を設定しました。

〔量の見込みの算出方法〕

- ・「推計児童数(人)」×「潜在的な家庭類型の構成比(%)」＝「家庭類型別児童数(人)」
- ・「家庭類型別児童数(人)」×「利用意向率(%)」＝「量の見込み(人)」

表 15 認定区分ごとの量の見込みの算出方法

			対象年齢	潜在的な家庭類型	国による利用意向率の算出方法	瀬戸内市による補正
1号認定	教育を希望		3～5歳	C' D E' F	今後、利用したい事業として、幼稚園（通常の就園時間の利用）または認定こども園を選択した人の割合	なし
2号認定	保育が必要	教育を希望	3～5歳	A B C E	現在、利用している事業として、幼稚園（通常の就園時間の利用）を選択した人の割合	なし
		上記以外			今後、利用したい事業として、幼稚園から居宅訪問型保育※ ¹ のいずれかを選択した人の割合から幼児期の学校教育の利用希望が強い人の割合を控除した割合	なし
3号認定	保育が必要		0歳	A B C E	今後、利用したい事業として、認可保育所から居宅訪問型保育※ ² のいずれかを選択した人の割合	なし
			1～2歳			

※1 幼稚園から居宅訪問型保育

幼稚園、幼稚園の預かり保育、認可保育所、認定こども園、小規模保育施設、家庭的保育、事業所内保育施設、その他の認可外保育施設、居宅訪問型保育

※2 認可保育所から居宅訪問型保育

認可保育所、認定こども園、小規模保育施設、家庭的保育、事業所内保育施設、その他の認可外保育施設、居宅訪問型保育

〔確保方策の考え方〕

既存の幼稚園 7 か所、認可保育所 8 か所、認可外保育施設 1 か所で実施します。

表 16 平成 27 年 4 月からの定員数 (単位：人)

		0 歳	1～2 歳	3～5 歳
幼稚園	公立	—	—	765
認可保育所	私立	44	97	174
	公立	35	186	386
認可外保育施設※		—	—	52
合 計		79	283	1,377

※市が一定の施設基準に基づき、運営を行っている保育施設のみを含める。

表 17 平成 27 年度 量の見込みと確保数 (単位：人)

		1号認定	2号認定		3号認定	
		教育を希望	保育が必要		保育が必要	
			教育を希望	左記以外		
対象年齢		3～5 歳			0 歳	1～2 歳
量の見込み (A)		274	73	551	78	269
確保数の内訳 (B)	特定教育・保育施設	765		560	79	283
	特定地域型保育事業	—		—	0	0
	認可外保育施設	—		52	0	0
過不足数 (B-A)		418		61	1	14

※3号認定の保育利用率 48.1% (量の見込み 347 人÷推計児童数 722 人)

表 18 平成 28 年度 量の見込みと確保数 (単位：人)

		1号認定	2号認定		3号認定	
		教育を希望	保育が必要		保育が必要	
			教育を希望	左記以外		
対象年齢		3～5 歳			0 歳	1～2 歳
量の見込み (A)		256	68	515	77	280
確保数の内訳 (B)	特定教育・保育施設	765		560	79	283
	特定地域型保育事業	—		—	0	0
	認可外保育施設	—		52	0	0
過不足数 (B-A)		441		97	2	3

※3号認定の保育利用率 48.4% (量の見込み 357 人÷推計児童数 738 人)

表 19 平成 29 年度 量の見込みと確保数

(単位：人)

		1号認定	2号認定		3号認定	
		教育を希望	保育が必要		保育が必要	
			教育を希望	左記以外		
対象年齢		3～5 歳			0 歳	1～2 歳
量の見込み (A)		249	66	501	76	277
確保数の 内訳 (B)	特定教育・保育施設	765		560	79	283
	特定地域型保育事業	—		—	0	0
	認可外保育施設	—		52	0	0
過不足数 (B-A)		450		111	3	6

※3号認定の保育利用率 48.4% (量の見込み 353 人÷推計児童数 730 人)

表 20 平成 30 年度 量の見込みと確保数

(単位：人)

		1号認定	2号認定		3号認定	
		教育を希望	保育が必要		保育が必要	
			教育を希望	左記以外		
対象年齢		3～5 歳			0 歳	1～2 歳
量の見込み (A)		242	64	487	75	273
確保数の 内訳 (B)	特定教育・保育施設	765		560	79	283
	特定地域型保育事業	—		—	0	0
	認可外保育施設	—		52	0	0
過不足数 (B-A)		459		125	4	10

※3号認定の保育利用率 48.3% (量の見込み 348 人÷推計児童数 720 人)

表 21 平成 31 年度 量の見込みと確保数

(単位：人)

		1号認定	2号認定		3号認定	
		教育を希望	保育が必要		保育が必要	
			教育を希望	左記以外		
対象年齢		3～5 歳			0 歳	1～2 歳
量の見込み (A)		248	66	498	73	270
確保数の 内訳 (B)	特定教育・保育施設	765		560	79	283
	特定地域型保育事業	—		—	0	0
	認可外保育施設	—		52	0	0
過不足数 (B-A)		451		114	6	13

※3号認定の保育利用率 48.3% (量の見込み 343 人÷推計児童数 710 人)

4 地域子ども・子育て支援事業

原則として、国が示しているニーズ調査結果を用いた方法で量の見込み（必要量）を算出した上で、年度ごとに量の見込みに対する確保数を設定しました。

なお、算出された量の見込みが実績と大きく乖離していると判断されるものについては、ニーズの伸びを考慮しつつ補正を行っています。

また、ニーズ調査結果から量の見込みが算出できない事業については、これまでの実績等を踏まえて設定しています。

（１）延長保育事業

保護者の就労形態の多様化、長時間の通勤等に伴う延長保育ニーズに対応するため、保育認定を受けた子どもを対象に、11 時間の開所時間の始期及び終期前後に保育を行う事業です。

〔量の見込みの算出方法〕

- ・「推計児童数(人)」×「潜在的な家庭類型の構成比(%)」＝「家庭類型別児童数(人)」
- ・「家庭類型別児童数(人)」×「利用意向率(%)」＝「量の見込み(人)」

表 22 利用意向率の算出方法

対象年齢	潜在的な家庭類型	国による利用意向率の算出方法	瀬戸内市による補正
0～5 歳	A B C E	今後、利用したい事業として、認可保育所から居宅訪問型保育*のいずれかを選択し、かつ、利用希望時間が 18 時以降である人の割合	なし

※認可保育所から居宅訪問型保育

認可保育所、認定こども園、小規模な保育施設、家庭的保育、事業所内保育施設、その他の認可外保育施設、居宅訪問型保育

〔確保方策の考え方〕

すべての認可保育所（8 か所）、認可外保育施設 1 か所で実施し、事業実施の維持・拡大の方法により提供体制を確保します。

表 23 量の見込みと確保数

（単位：人）

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み (A)	243	237	232	227	228
確保数 (B)	243	237	232	227	228
過不足数 (B-A)	0	0	0	0	0

(2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が就労等のために昼間家庭にいない小学生を対象に、授業終了後に適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図る事業です。

〔量の見込みの算出方法〕

- ・「推計児童数(人)」×「潜在的な家庭タイプの構成比(%)」＝「家庭類型別児童数(人)」
- ・「家庭類型別児童数(人)」×「利用意向率(%)」＝「量の見込み(人)」

表 24 利用意向率の算出方法

対象年齢	潜在的な家庭類型	国による利用意向率の算出方法	瀬戸内市による補正
6～8 歳	A B C E	低学年の放課後で過ごさせたい場所で、放課後児童クラブを選択した人の割合	左記の利用意向率に、国が示した「量の見込みに関する調査結果に基づく補正についての考え方」による乖離度を調整率として乗算
9～11 歳		高学年の放課後で過ごさせたい場所で、放課後児童クラブを選択した人の割合	上記の低学年利用意向率に、低学年から高学年への移行変化率を乗算

〔確保方策の考え方〕

定員数 70 人のクラブについては、平成 27 年度からは 40 名に変更します。

対象児童が 6 年生までとなることや、対象児童の増加している地域を考慮して、今後 5 か年かけて施設整備を進めます。施設整備にあたっては、小学校の余裕教室、幼稚園等の活用をまず検討し、既存施設の活用が困難な場合は原則小学校敷地内に施設を建設します。あわせて社会福祉法人等の導入の検討を行います。

指導員の資格・員数が定められたことに伴う、新たな指導員の確保策の検討・実施を行うとともに、資質の向上にも努めます。

表 25 量の見込みと確保数

(単位：人)

		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み (A)	6～8 歳	232	244	247	261	243
	9～11 歳	80	78	76	75	78
確保数 (B)		458	458	458	458	458
過不足数 (B-A)		146	136	135	122	137

表 25-2 施設の整備計画

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
新設数		1 か所	1 か所		
施設総数	10 か所	11 か所	12 か所	12 か所	12 か所

静養室整備		6 か所			
クラブ数	10 クラブ	11 クラブ	12 クラブ	12 クラブ	12 クラブ

(3) 子育て短期支援事業

保護者の疾病や仕事等の事情で子どもの養育が一時的に困難になった場合、育児不安や育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ等による身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、子どもを児童養護施設等で一時的に預かる事業です。

〔量の見込みの算出方法〕

- ・「推計児童数(人)」×「潜在的な家庭類型の構成比(%)」＝「家庭類型別児童数(人)」
- ・「家庭類型別児童数(人)」×「利用意向」＝「量の見込み(人)」

表 26 利用意向の算出方法

対象年齢	潜在的な家庭類型	国による利用意向の算出方法	瀬戸内市による算出方法
0～5 歳	すべて	利用意向率 保護者の用事（冠婚葬祭、保護者・家族の病気など）により、「ショートステイを利用した」人、「仕方なく子どもだけで留守番をさせた」人の割合 $\times$ 利用意向日数 「ショートステイを利用した」人、「仕方なく子どもだけで留守番をさせた」人の平均日数	なし

〔確保方策の考え方〕

近隣自治体にある児童養護施設への委託により実施します。

表 27 量の見込みと確保数

(単位：人日)

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み (A)	115	112	110	107	108
確保数 (B)	115	112	110	107	108
過不足数 (B-A)	0	0	0	0	0

(4) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児とその保護者を対象に、親子で遊ぶ中で情報交換や交流、仲間づくりを行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の支援を行う事業です。

〔量の見込みの算出方法〕

- ・「推計児童数(人)」×「潜在的な家庭類型の構成比(%)」＝「家庭類型別児童数(人)」
- ・「家庭類型別児童数(人)」×「利用意向」＝「量の見込み(人回)」

表 28 利用意向の算出方法

対象年齢	潜在的な家庭類型	国による利用意向の算出方法	瀬戸内市による補正
0～2 歳	すべて	利用意向率 地域子育て支援拠点事業を現在利用している人と、今後利用したい人の割合 $\times$ 利用意向回数 現在利用している人、今後利用したい人、今後利用日数を増やしたい人の月当たり平均利用回数	なし

〔確保方策の考え方〕

子育て支援センター5か所で開催し、提供体制を確保します。

表 29 量の見込みと確保数

(単位：人回)

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み (A)	26,014	26,591	26,302	25,942	25,582
確保数 (B)	26,014	26,591	26,302	25,942	25,582
過不足数 (B-A)	0	0	0	0	0

（５）幼稚園の在園児を対象とした一時預かり事業（預かり保育）

家庭で保育を受けることが一時的に困難となった児童（幼稚園在園児）を、幼稚園で一時的に預かる事業です。

〔１号認定 量の見込みの算出方法〕

- ・「推計児童数(人)」×「潜在的な家庭類型の構成比(%)」＝「家庭類型別児童数(人)」
- ・「家庭類型別児童数(人)」×「利用意向」＝「量の見込み(人日)」

表 30 利用意向の算出方法

対象年齢	潜在的な家庭類型	国による利用意向の算出方法	瀬戸内市による補正
3～5 歳	C' D E' F	利用意向率 ア：１号認定に該当する子どもの不定期事業の利用希望割合 × イ：不定期児童を利用している幼稚園利用者の一時的預かり、または幼稚園の預かり保育利用割合 × 利用意向日数 不定期事業の利用意向のある人の平均日数	なし

〔２号認定 量の見込みの算出方法〕

- ・「２号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定される人数(人)」×「利用意向」＝「量の見込み(人日)」

表 31 利用意向の算出方法

対象年齢	潜在的な家庭類型	国による利用意向の算出方法	瀬戸内市による補正
3～5 歳	A B C E	利用意向率 100% × 利用意向日数 ２号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定される人の「就労日数」	国の算出方法により算出された量の見込みに対して、現在の幼稚園利用者のうち、14 時以降の利用希望がある人の利用意向率を乗算

〔確保方策の考え方〕

幼稚園 7 か所を実施し、提供体制を確保します。

表 32 量の見込みと確保数

(単位：人日)

		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み (A)	1 号認定	2,473	2,311	2,247	2,185	2,236
	2 号認定	4,963	4,636	4,508	4,385	4,487
確保数 (B)		7,436	6,947	6,755	6,570	6,723
過不足数 (B-A)		0	0	0	0	0

(6) 認可保育所等による一時預かり事業

家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳児または幼児を、認可保育所その他の場所で一時的に預かる事業です。

〔量の見込みの算出方法〕

- ・「推計児童数(人)」×「潜在的な家庭類型の構成比(%)」＝「家庭類型別児童数(人)」
- ・「家庭類型別児童数(人)」×「利用意向」－「幼稚園における在園児を対象とした一時預かり事業の利用意向日数(日)」－「不定期事業の利用状況におけるベビーシッター、その他の利用日数(日)」＝「量の見込み(人日)」

表 33 利用意向の算出方法

対象年齢	潜在的な家庭類型	国による利用意向の算出方法	瀬戸内市による補正
0～5 歳	すべて	利用意向率 不定期事業の利用希望のある者の割合 × 利用意向日数 不定期事業の利用意向のある者の平均日数	なし

〔確保方策の考え方〕

認可保育所5か所、ファミリー・サポート・センター事業で実施します。認可保育所については、計画期間中に実施か所数の拡充を目指します。

表 34 量の見込みと確保数

(単位：人日)

		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み (A)		7,249	6,984	6,796	6,601	6,654
確保数 (B)	認可保育所	7,199	6,934	6,746	6,551	6,604
	ファミサポ事業	50	50	50	50	50
過不足数 (B-A)		0	0	0	0	0

(7) 病児・病後児保育事業

保護者が就労している場合等において、子どもの病気・病気回復期に自宅での保育が困難な場合に、病児・病後児保育施設等で一時的な保育を行う事業です。

〔量の見込みの算出方法〕

- ・「推計児童数(人)」×「潜在的な家庭類型の構成比(%)」＝「家庭類型別児童数(人)」
- ・「家庭類型別児童数(人)」×「利用意向」＝「量の見込み(人日)」

表 35 利用意向の算出方法

対象年齢	潜在的な家庭類型	国による利用意向の算出方法	瀬戸内市による補正
0～5 歳	A B C E	利用意向率 子どもの病気やケガで保護者が仕事を休んだ者のうち、病児・病後児保育施設等の利用を希望する者、病児・病後児保育を利用した者、ファミサボを利用した者、仕方なく子どもだけで留守番をさせた者の割合 × 利用意向日数 病児・病後児保育施設の利用希望日数、病児・病後児保育の利用日数、ファミサボの利用日数、子どもだけで留守番の日数の総計を、利用意向のある者の実人員で割った数	なし

〔確保方策の考え方〕

山陽ちびっこ療育園・牛窓、長船ちとせ保育園の2か所で実施します。また、利便性を考慮して、実施か所数の拡充を目指します。

表 36 量の見込みと確保数

(単位：人日)

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み (A)	761	741	726	711	715
確保数 (B)	761	741	726	711	715
過不足数 (B-A)	0	0	0	0	0

(8) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

小学生を有する子育て中の保護者で、預かり等の援助を希望する者を会員（依頼会員）として、当該援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

〔量の見込みの算出方法〕

- ・ ニーズ調査による利用希望者が少数なため、提供会員の現状の体制により算出

表 37 量の見込みの算出方法

対象年齢	潜在的な 家庭類型	瀬戸内市による算出方法
6～8 歳	すべて	提供会員登録見込者数×預かり数1人／年
9～11 歳		提供会員登録見込者数×預かり数0.5人／年

〔確保方策の考え方〕

ファミリー・サポート・センター事業の提供会員で実施します。

表 38 量の見込みと確保数

（単位：人日）

		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み (A)	6～8 歳	50	50	50	50	50
	9～11 歳	25	25	25	25	25
確保数 (B)		75	75	75	75	75
過不足数 (B-A)		0	0	0	0	0

(9) 利用者支援事業

子どもやその保護者が、幼稚園や認可保育所等での教育・保育や一時預かり、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等の地域子ども・子育て支援事業等の中から適切なものを選択して円滑に利用できるよう支援する事業です。

〔量の見込みの考え方〕

- ・担当課窓口で実施。

表 39 量の見込み

（単位：か所）

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み	1	1	1	1	1

〔確保方策の考え方〕

教育・保育担当課職員が担当課窓口で行います。

(10) 乳児家庭全戸訪問事業

保健師・助産師が生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、乳児の発育や母親の健康状態の把握、子育てに関する情報提供や指導・助言を行う事業です。

〔量の見込みの考え方〕

- ・平成 26 年度実績をもとに算出

表 40 量の見込み

（単位：人）

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み	231	227	225	221	217

〔確保方策の考え方〕

出生届のあった乳児家庭全戸を市の保健師・助産師が訪問します。必要な場合は、事後フォロー訪問を行います。

保健師等、従事可能な専門職の確保に努めます。

(11) 養育支援訪問事業

育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、保健師・助産師による具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施することにより、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図る事業です。

〔量の見込みの考え方〕

- ・平成 26 年度実績をもとに算出

表 41 量の見込み

(単位：件)

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み	10	10	10	10	10

〔確保方策の考え方〕

助産制度利用者や医療機関からの連絡により、出産直後から支援が必要な家庭を把握し、保健師・助産師等で定期的に訪問を実施します。

(12) 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持・増進を図るため、妊婦に対する健康診査として健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

〔量の見込みの考え方〕

- ・平成 26 年度実績をもとに算出

表 42 量の見込み

(単位：人)

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み	340	337	331	325	319

〔確保方策の考え方〕

妊娠届者に対し住民基本台帳を確認の上、母子保健ガイド（妊婦健診受診票つづり）を交付しており、受診率の向上に向けた取組みを実施します。

5 子ども・子育て支援に関する事業の充実にに向けた取組み

（１）教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保について

核家族化の進行や就労形態の多様化等により、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。

幼稚園での預かり保育や認可保育所における延長保育など、ニーズに応じた体制の確保が求められますが、将来の就学前児童数の減少を踏まえると、幼稚園及び認可保育所の充実とともに、幼稚園と認可保育所の一体化も進めていく必要があります。

本計画期間では、教育・保育における確保方策として、幼児期の教育・保育は生涯にわたる人格形成の基礎を培うために極めて重要です。子どもの最善の利益を第一に考えながら質の高い教育・保育を提供する必要があること等を踏まえ、幼稚園・認可保育所による認定こども園への移行について事業者との連携を図りながら検討していきます。

また、幼稚園や認可保育所においては、幼稚園教育要領、保育所保育指針、学習指導要領についての理解を深めるとともに、研修や会議等を通じて相互の連携を強化しつつ、市全体として小学校就学後を見据えた教育・保育の連続性・一貫性を確保していきます。

（２）幼保部会・放課後児童クラブ部会による検討

本市では、「瀬戸内市次世代育成支援対策推進協議会」の下に「幼保部会」と「放課後児童クラブ部会」を設け、子ども・子育て支援新制度に向けた具体的な協議を行ってきました。

今後、幼保部会では一時保育や障がい児保育の充実をはじめ、公立保育園の民営化について検討を進めます。

また、放課後児童クラブ部会では、国が示す放課後児童クラブガイドラインをもとに、本市に即した内容について、検討していきます。

第5章 子ども・子育て支援に関する施策の 総合的な展開

1 子育て家庭の支援

(1) 情報提供や相談体制の充実

核家族化等により、子育て家庭が孤立化しがちな中で、情報とは親子が安心して暮らすための大切な拠り所であり、その内容や発信手法など、様々な面から充実に取り組んでいく必要があります。

一方、相談機能は簡単に解決できるものから、専門的、長期的な対応を必要とするものまで、多様なニーズに的確に対応していくことが求められます。そのため、専門性を重視した相談の場とともに、気軽に、かつ身近な場所で相談しやすい環境づくりを進めていくことが重要となっています。

〔施策の方向〕

- 子育て支援マップや子育てガイドブック等の作成・配布
- 市広報や市HP等を活用した情報提供の強化
- 母子保健事業を通じた情報提供の充実
- 親子クラブの活動支援のための情報提供や相談の充実
- 地域子育て支援センターによる情報提供や相談の充実
- 児童相談援助の充実
- 子育て支援の総合相談及びコーディネート機能の設置検討

(2) 仕事と子育ての両立の推進

男性も女性も、ともに働き、ともに家事や育児を担う男女共同参画社会の実現が求められています。近年、子育てに参加したいという男性は増えてきてはいますが、社会全体に依然として子育ては女性の役割という意識が根強くみられ、すべての人が意識を変えていくことが求められています。

一方、仕事と家庭の両立を支援するために、育児休業制度の改正など各種法制度の整備が進んできています。しかし、制度的には確保されている男性の育児休業制度の利用は極めて少なく、男女がともに子育てを担えるようにするためには、時間的なゆとりが持てるような働き方に改めていくことが必要です。

〔施策の方向〕

- 男女共同参画の意識啓発
- 育児・介護休業制度の普及啓発

- ・働き方の見直しについての意識啓発
- ・女性の再就職への支援の強化

(3) 次代の親の育成

男女が協力して家庭を築くことや、子どもを産み育てることの意義を、次代の親となる子どもたちや若い世代に伝えていくことはとても重要なことです。

少子化が進み、子どもたちが自分より幼い子どもたちと接する機会が少なくなる中で、生命の大切さを知り、子育てについて楽しさを経験できるよう、積極的に乳幼児等とふれあう機会を設けていくことが必要となっています。

〔施策の方向〕

- ・次代の親へ男女が協力して家庭を築くこと、子どもを生み育てることの意識啓発
- ・男女共同参画の意識啓発
- ・学校教育での望ましい家庭生活のあり方についての学習

(4) ひとり親家庭への支援

近年、離婚の増加等によりひとり親家庭が増加しています。ひとり親家庭が自立した生活を営めるよう、相談をはじめ経済的支援や就労支援に取り組んでいくことが求められています。

〔施策の方向〕

- ・母子・父子自立支援員による相談体制の充実
- ・ひとり親家庭等生活支援事業の実施
- ・ドメスティックバイオレンス(DV)防止に関する啓発と被害者への支援
- ・経済的支援による自立支援の推進
- ・ひとり親家庭の交流の促進

2 子どもの健全育成

(1) 放課後児童対策の充実

すべての子どもが放課後等を安心・安全に過ごし、多様な体験や活動を行うことができるよう、国は「放課後子ども総合プラン」を策定し、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備の方向性を示しています。

本市においても、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の入所希望児童の受入体制の整備のほか、放課後子ども教室の実施など、児童の居場所づくりを進めます。

〔施策の方向〕

- ・放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の充実
- ・放課後児童クラブガイドラインの策定
- ・「放課後子ども総合プラン」の推進

「放課後子ども総合プラン」に基づく本市の取組み

「放課後子ども総合プラン」の推進にあたっては、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的又は連携による実施について検討していきます。

確保方策としては、小学校の余裕教室の活用等も検討しながら、平成31年度までに1か所の小学校区での整備を目標として取り組みます。

(2) 世代間や地域交流の推進

都市化が進む中、地域での人間関係や地域社会と子どものつながりが薄れがちとなっています。そのため、子どもが参加できる地域活動を充実するとともに、子どもや子育て家庭と地域のつながりを再構築し、地域全体で子育てを支援する機運を高めていく必要があります。

〔施策の方向〕

- ・子どもを参加対象とした地域の大人が主体となる体験講座の充実
- ・認可保育所での地域活動の推進
- ・放課後児童クラブでの地域との交流活動の推進

(3) いじめ・少年非行、引きこもり・不登校等への支援

学校では、いじめや不登校などの問題に対して、関係機関と連携を図りながら問題の解決に努めていますが、いじめについては実態把握が難しく、また不登校については長期化の傾向がみられるなど、対応の強化が必要になっています。

このため、子どもも保護者等も相談しやすい相談体制を確保するとともに、学校、家庭、地域が連携して、いじめにあった児童生徒や不登校の児童生徒等への取組みを強化していくことが求められています。

〔施策の方向〕

- 要保護児童対策地域協議会による支援の推進
- 青少年育成センターによる補導活動の実施
- 不登校児童生徒への支援
- 青少年問題協議会による関係機関の連携強化

(4) 経済的支援

厳しい社会経済の動向等を背景に、子育てにかかる経済的な負担感に対応していくことが求められています。

国の政策動向等も踏まえつつ、子育てに関する経済的支援が適切に行われるよう、制度の周知や状況把握等を進めていく必要があります。

〔施策の方向〕

- 児童手当の支給
- 出産育児一時金の支給
- 就学援助制度
- 保育料等減免制度

3 子どもと母親の健康の確保

すべての子どもには、健やかに生まれ育つ権利があります。また、子どもの健やかな成長は、活力あるまちを維持していく上でとても大切なことです。

こうした観点から、妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて、母子の健康が確実に確保されるよう、妊産婦及び乳幼児健診、健康相談、訪問指導など、母子保健対策の一層の充実が求められています。

〔施策の方向〕

- ・母子健康手帳の交付
- ・保健指導の充実
- ・乳幼児健診の充実
- ・乳幼児こころの健康相談、発達相談、親子教室の充実
- ・規則的な生活リズムの確立支援
- ・歯の健康づくり
- ・子どもの事故予防の啓発
- ・小児医療体制の確保
- ・小児医療費給付事業の実施
- ・感染症対策の充実

4 学校教育・幼児教育の充実

学齢期の子どもにとって学校は、教育の場であるとともに大切な生活の場でもあり、人間形成に大きな影響を及ぼします。児童生徒一人ひとりが生きる力を身につけ、心豊かな人間性を育むような教育活動の充実が求められています。また、地域に関かれ、より地域と密着した学校運営や、児童生徒の個に応じた学習指導による学力の向上、そのための教育環境の整備も重要となっています。

一方、子どもが自分で考え、自分の行動に責任を持って自立した生活ができるようにするために、幼児教育の役割はとても重要です。子どもの保護者、幼稚園・保育所、地域の人たちが、子育てに対する責任と共通の理解を持って子どもとうまく向き合い、不安なく子育てを支えられるよう、情報の提供や関係機関の連携強化を図っていく必要があります。

〔施策の方向〕

- 学力の向上
- 道德教育の推進
- スクールカウンセラーの配置
- スクールソーシャルワーカーの配置
- 学校評議員制度の推進
- 基本的な生活習慣の確立や健康づくりの推進
- 学校における防犯・応急処置・安全管理体制の確保
- 幼児教育の振興

5 児童虐待防止対策の推進

家庭内における児童虐待が増加・顕在化する中で、その防止と問題解決への取り組みは、子どもの人権を守り、誰もが安心して暮らすことのできるまちの実現に向けて、とても重要な課題であると言えます。

そのため、親としてのあり方やしつけの仕方など、正しい知識の普及のほか、子どもの人権や児童虐待について啓発を行い、広く理解を深めていく必要があります。また、虐待防止のために、関係機関による連携体制の確保とともに、虐待等の被害を受けた子どもの立ち直りを支援する体制づくりも重要となっています。

〔施策の方向〕

- ・子どもの人権や児童虐待防止に関する啓発活動の推進
- ・子育てに関する正しい知識の普及と虐待の早期発見の推進
- ・養育支援が必要な家庭への訪問指導
- ・子育て支援ネットワーク事業の推進
- ・要保護児童対策地域協議会による支援の推進（再掲）
- ・児童や保護者を対象とした児童虐待・いじめ等の暴力防止教育の推進

6 障がい児施策の推進

障がいのある子どもの健やかな成長と自立のためには、障がいをできる限り早期に発見し、発達状態の応じた適切な療育を行うことが重要です。

よって、各段階に応じた相談体制を充実するとともに、乳幼児期から学校卒業まで成長に応じた包括的な支援システムを関係機関が連携して構築し、適切な相談・療育へとつなげていくことが求められています。

〔施策の方向〕

- ・障がいの早期発見・早期対応
- ・発育や発達に関する相談体制の充実
- ・障がい児保育の充実
- ・教育相談・指導体制の充実
- ・特別支援教育連絡協議会による関係機関の連携強化
- ・障がいに関する正しい知識の普及
- ・自立支援及び地域生活支援の推進
- ・特別児童扶養手当、特別障害者手当の支給

7 安全・安心なまちづくり

子どもが被害者となる事件が全国各地で発生しており、子育て中の親にとって大きな不安要因の1つとなっています。

社会環境における様々な危険から子どもたちを守ることは、子ども・子育て支援にとってとても重要なテーマであることから、まちづくり全般の取組みと連携しながら、子どもたちが安全・安心に生活のできる環境づくりを推進していく必要があります。

〔施策の方向〕

- ・ 自主防犯行動の促進に向けた情報提供
- ・ 防犯灯の設置
- ・ 防犯ボランティアの育成及び活動支援
- ・ 市民を対象とした防犯学習機会の実施
- ・ 防犯連合会等との連携による子ども110番制度の推進
- ・ 情報モラル教育の推進
- ・ 関係機関における防犯に関する意見交換の充実

第6章 計画の推進に向けて

1 計画の実現に向けた役割

子ども・子育て支援を推進するためには、市民の一人ひとりが少子化や子育てについて関心を高めるとともに、子育て家庭、地域、事業所、行政が連携と協働を図りながら、一体となって取り組んでいくことが重要です。

【子育て家庭の役割】

子どもにとって家庭は、憩いや安らぎを得ることができる、生活や人生の基本となる場であり、その安定に努めることが必要です。また、基本的な生活習慣や生活能力、他人に対する思いやり、善悪の判断能力などのしつけについても、家庭の最も重要な役割の1つであることを再認識し、その役割を果たすことが大切です。

更に、男女が共同して育児や家事を行うとともに、子どもも家族の一員としての役割を果たすなど、互いに助け合える家庭機能の充実に努めることが必要です。

【地域の役割】

子どもは生活の中で多くの人や物に触れ、次々と新しいことを体験しながら育っていきます。地域は、子どもにとって家庭に次ぐ身近な生活の場であり、保護者にとっても身近で重要な子育ての場です。

よって、あいさつや声かけ、子ども会や自治会の活動など、できることを通じて、子どもも大人もみな積極的に地域に関わり、地域社会の子育て機能の強化に努めることが大切です。

【事業所の役割】

育児休業制度の定着、就労時間の短縮、妊産婦の健康管理の充実などに努めるとともに、「男性も含めた働き方の見直し」の視点を尊重しながら、子育て家庭に配慮した就労環境づくりの一端を担うことが必要です。

また、地域の一員として、子どもの健全育成や子育て支援の取組みに対して、積極的に協力していくことが必要です。

【行政の役割】

本計画の策定主体として、計画内容を広く市民に周知・啓発するとともに、庁内の関連各課をはじめ、国・県、地域、事業所、家庭等と協働しながら、施策や事業を計画的に推進していきます。

また、国や県に対して、子ども・子育て支援に関わる補助制度などの一層の充実を要望していきます。

2 計画の推進体制

（１）瀬戸内市次世代育成支援対策推進協議会

本計画を着実に推進していくため、全庁的な計画の進捗状況を毎年度、把握・点検するとともに、次世代育成支援対策推進法に基づき設置された「瀬戸内市次世代育成支援対策推進協議会」に報告し、総合的な点検・評価を行います。

また、瀬戸内市次世代育成支援対策推進協議会で点検した計画の進捗状況は、市広報や市HP等を活用して、年1回市民に公表します。

（２）行政機関内部における連携

本計画は、すべての子どもと子育て家庭を対象に、母子保健、小児医療、児童福祉、教育、その他子育て支援の環境整備など、市が進めていく次世代育成支援対策の目標や方向性を示すものです。

そのため、本市における他の関連計画との整合性を確保するとともに、次世代育成支援の取組みを総合的に進めていく市政戦略会議等部局横断的な庁内体制により、計画を推進します。

また、国、県、保健所、児童相談所等の関係機関との連携を強化しながら、施策や事業を計画的に実施していきます。

（３）地域組織との連携強化

地域福祉や教育環境の向上を図る人権擁護委員、民生委員児童委員、主任児童委員、愛育委員、栄養委員、福祉委員等との連携・協力を進めます。

更に、自治会、PTA、子ども会、老人クラブ、地域の子育てボランティア、スポーツ少年団などの地域組織との連携を図り、地域住民が相互に支え合う“地域で子育て”の環境づくりを進めます。

資料

1 瀬戸内市次世代育成支援対策推進協議会

(1) 瀬戸内市次世代育成支援対策推進協議会条例

平成 25 年 7 月 10 日

条例第 32 号

改正 平成 26 年 3 月 20 日条例第 9 号

(設置)

第 1 条 次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）第 21 条及び子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、瀬戸内市次世代育成支援対策推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 協議会は、委員 25 人以内をもって組織する。

2 委員は、子どもの保護者（法第 6 条第 1 項に規定する子どもの保護者（同条第 2 項に規定する保護者をいう。）をいう。）、市内において事業活動を行う法人を代表する者、子ども・子育て支援（法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下この項において同じ。）に関する事業に従事する者、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年以内とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第 4 条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、その意見を求めることができる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第 6 条 協議会は、必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 協議会は、部会の議決をもって協議会の議決とすることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、保健福祉部子育て支援課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月20日条例第9号）

この条例は、公布の日から施行する。

(2) 平成 26 年度瀬戸内市次世代育成支援対策推進協議会委員名簿

職 種	職 名	氏 名 (敬称略)
学識経験者代表	就実短期大学幼児教育学科准教授	澤津 まり子
	就実大学教育学部初等教育学科准教授	村田 恵子
親子クラブ代表	今城おやこクラブ会長	中野 博美
保育園長	牛窓ルンビニ保育園長	黒井 覚然
	瀬戸内市立長船西保育園長	光本 睦美
幼稚園長	瀬戸内市立国府幼稚園長	井上 美枝子
子育て支援組織代表	おっくんくらぶ ひあ会長	蟻正 博美
学童保育代表	瀬戸内市学童保育連絡協議会長	武内 淳一
学童保育指導者代表	ゆめっこクラブ指導者	山口 祐子
	ゆめクラブ指導者	村上 愛夢
市 PTA 代表	瀬戸内市 PTA 連合会長	藤本 めぐみ
小・中学校校長	瀬戸内市立牛窓東小学校長	高松 克地
青少年育成センター	瀬戸内市立青少年育成センター所長補佐	横川 直季
民生委員児童委員代表	瀬戸内市民生委員児童委員協議会長	◎入江 誠一郎
主任児童委員代表	瀬戸内市主任児童委員代表	○水田 正子
愛育委員会代表	瀬戸内市愛育委員会会長	坂本 富子
栄養委員会代表	瀬戸内市栄養委員会会長	松本 玲子
職業安定所	西大寺公共職業安定所統括職業指導官	竹本 浩作
企業代表	日本オリーブ株式会社総務部職員	森原 亨
商工会事務局長	瀬戸内市商工会事務局長	岡本 和友
社会福祉協議会事務局長	瀬戸内市社会福祉協議会事務局長	出井 敏雅
保健師代表	瀬戸内市保健福祉部健康づくり推進課課長補佐	入江 寿美江
教育委員会代表	瀬戸内市教育委員会教育委員長	淵本 晴生
	瀬戸内市教育委員会教育次長	近成 昌行
保健福祉部代表	瀬戸内市保健福祉部長	谷本 憲子

◎会長、○副会長

2 策定経過

平成 25 年

- 8 月 30 日 平成 25 年度 第 1 回瀬戸内市次世代育成支援対策推進協議会
- ・平成 24 年度瀬戸内市次世代育成支援地域行動計画（後期計画）に基づく措置の実施状況及び平成 25 年度実施計画について
 - ・子ども・子育て 3 法について
 - ・平成 25 年度の予定について
 - ・ニーズ調査の実施について

10 月 瀬戸内市子ども・子育て支援に関するニーズ調査の実施

平成 26 年

- 3 月 12 日 平成 25 年度 第 2 回瀬戸内市次世代育成支援対策推進協議会
- ・ニーズ量について（ニーズ調査の結果報告）
 - ・平成 26 年度の予定について
- 7 月 2 日 平成 26 年度 第 1 回瀬戸内市次世代育成支援対策推進協議会
- ・平成 25 年度瀬戸内市次世代育成支援地域行動計画（後期計画）に基づく措置の実施状況及び平成 26 年度実施計画について
 - ・平成 26 年度の予定について
- 9 月 3 日 平成 26 年度 第 2 回瀬戸内市次世代育成支援対策推進協議会
- ・瀬戸内市子ども・子育て支援事業計画について
 - ・今後のスケジュールについて
- 9 月 12 日 第 1 回放課後児童クラブ部会
- ・条例制定について
 - ・放課後児童クラブガイドラインの策定について
 - ・子どもの数の推移と施設の供給量について
 - ・今後のスケジュールの確認について
- 9 月 26 日 第 1 回幼保部会
- ・幼稚園・保育所の現状と確保量について
 - ・幼稚園・保育所の今後の施策について
 - ・今後のスケジュールの確認について
- 10 月 30 日 第 2 回幼保部会
- ・幼稚園・保育所の定員数の見直しについて
 - ・幼稚園・保育所の民営化について
 - ・福田保育園の拡張について
- 11 月 19 日 第 2 回放課後児童クラブ部会
- ・放課後児童クラブガイドラインの策定について
 - ・今後のスケジュールの確認について
- 12 月 19 日 第 3 回幼保部会
- ・幼稚園・保育所の民営化について
 - ・幼稚園・保育所の民営化の流れについて

- 12月 24日 平成26年度 第3回瀬戸内市次世代育成支援対策推進協議会
・瀬戸内市子ども・子育て支援事業計画（素案）について
- 平成27年
- 2月 2日 パブリックコメントの実施
- 3月 20日 瀬戸内市次世代育成支援対策推進協議会の承認
【文書による報告並びに承認】
・パブリックコメントの結果報告
・瀬戸内市子ども・子育て支援事業計画（案）について
- 3月 25日 市長に答申

3 子ども・子育て支援法(抄)

(平成二十四年八月二十二日法律第六十五号)
最終改正：平成二六年六月一三日法律第六九号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

(市町村等の責務)

第三条 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

一 子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。

二 子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。

三 子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保すること。

2 都道府県は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、子ども・子育て支援のうち、特に専門性の高い施策及び各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な施策を講じなければならない。

3 国は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業その他この法律に基づく業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村及び都道府県と相互に連携を図りながら、子ども・子育て支援の提供体制の確保に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、その雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより当該労働者の子育ての支援に努めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる子ども・子育て支援に協力しなければならない。

(国民の責務)

第五条 国民は、子ども・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる子ども・子育て支援に協力しなければならない。

(定義)

第六条 この法律において「子ども」とは、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者をいい、「小学校就学前子ども」とは、子どものうち小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

2 この法律において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。

第七条 この法律において「子ども・子育て支援」とは、全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援をいう。

2 この法律において「教育」とは、満三歳以上の小学校就学前子どもに対して義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして教育基本法(平成十八年法律第二十号)第六条第一項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。

3 この法律において「保育」とは、児童福祉法第六条の三第七項に規定する保育をいう。

4 この法律において「教育・保育施設」とは、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号。以下「認定こども園法」という。)第二条第六項に規定する認定こども園(以下「認定こども園」という。)、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する幼稚園(認定こども園法第三条第一項又は第三項の認定を受けたもの及び同条第九項の規定による公示がされたものを除く。以下「幼稚園」という。)及び児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所(認定こども園法第三条第一項の認定を受けたもの及び同条第九項の規定による公示がされたものを除く。以下「保育所」という。)をいう。

5 この法律において「地域型保育」とは、家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育をいい、「地域型保育事業」とは、地域型保育を行う事業をいう。

6 この法律において「家庭的保育」とは、児童福祉法第六条の三第九項に規定する家庭的保育事業として行われる保育をいう。

- 7 この法律において「小規模保育」とは、児童福祉法第六条の三第十項に規定する小規模保育事業として行われる保育をいう。
- 8 この法律において「居宅訪問型保育」とは、児童福祉法第六条の三第十一項に規定する居宅訪問型保育事業として行われる保育をいう。
- 9 この法律において「事業所内保育」とは、児童福祉法第六条の三第十二項に規定する事業所内保育事業として行われる保育をいう。

第二章 子ども・子育て支援給付

第一節 通則

（子ども・子育て支援給付の種類）

第八条 子ども・子育て支援給付は、子どものための現金給付及び子どものための教育・保育給付とする。

第二節 子どものための現金給付

第九条 子どものための現金給付は、児童手当（児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）に規定する児童手当をいう。以下同じ。）の支給とする。

第十条 子どものための現金給付については、この法律に別段の定めがあるものを除き、児童手当法の定めるところによる。

第三節 子どものための教育・保育給付

第一款 通則

（子どものための教育・保育給付）

第十一条 子どものための教育・保育給付は、施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費の支給とする。

（不正利得の徴収）

第十二条 市町村は、偽りその他不正の手段により子どものための教育・保育給付を受けた者があるときは、その者から、その子どものための教育・保育給付の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2 市町村は、第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設又は第二十九条第一項に規定する特定地域型保育事業者が、偽りその他不正の行為により第二十七条第五項（第二十八条第四項において準用する場合を含む。）又は第二十九条第五項（第三十条第四項において準用する場合を含む。）の規定による支払を受けたときは、当該特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者から、その支払った額につき返還させるべき額を徴収するほか、その返還させるべき額に百分の四十を乗じて得た額を徴収することができる。

3 前二項の規定による徴収金は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の三第三項に規定する法律で定める歳入とする。

（報告等）

第十三条 市町村は、子どものための教育・保育給付に關して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、小学校就学前子ども、小学校就学前子どもの保護者若しくは小学校就学前子どもの属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

2 前項の規定による質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第十四条 市町村は、子どものための教育・保育給付に關して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、当該子どものための教育・保育給付に係る教育・保育（教育又は保育をいう。以下同じ。）を行う者若しくはこれを使用する者若しくはこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該教育・保育を行う施設若しくは事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前条第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。

（内閣総理大臣又は都道府県知事の教育・保育に関する調査等）

第十五条 内閣総理大臣又は都道府県知事は、子どものための教育・保育給付に關して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、子どものための教育・保育給付に係る小学校就学前子ども若しくは小学校就学前子どもの保護者又はこれらの者であった者に対し、当該子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の内容に關し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

2 内閣総理大臣又は都道府県知事は、子どものための教育・保育給付に關して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、教育・保育を行った者若しくはこれを使用した者に対し、その行った教育・保育に關し、報告若しくは当該教育・保育の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に関係者に対して質問させることができる。

3 第十三条第二項の規定は前二項の規定による質問について、同条第三項の規定は前二項の規定による権限について準用する。

（資料の提供等）

第十六条 市町村は、子どものための教育・保育給付に關して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、小学校就学前子ども、小学校就学前子どもの保護者又は小学校就学前子どもの扶養義務者（民法（明治二十九年法律第八十九号）に規定する扶養義務者をいう。附則第六条において同じ。）の資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは小学校就学前子どもの保護者の雇用主その他の関係人に報告を求めることができる。

第二款 支給認定等

(支給要件)

第十九条 子どものための教育・保育給付は、次に掲げる小学校就学前子どもの保護者に対し、その小学校就学前子どもの第二十七条第一項に規定する特定教育・保育、第二十八条第一項第二号に規定する特別利用保育、同項第三号に規定する特別利用教育、第二十九条第一項に規定する特定地域型保育又は第三十条第一項第四号に規定する特例保育の利用について行う。

一 満三歳以上の小学校就学前子ども（次号に掲げる小学校就学前子どもに該当するものを除く。）

二 満三歳以上の小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

三 満三歳未満の小学校就学前子どもであって、前号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

2 内閣総理大臣は、前項第二号の内閣府令を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣に協議しなければならない。

(市町村の認定等)

第二十條 前条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの保護者は、子どものための教育・保育給付を受けようとするときは、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、その小学校就学前子どもごとに、子どものための教育・保育給付を受ける資格を有すること及びその該当する同項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分についての認定を申請し、その認定を受けなければならない。

2 前項の認定は、小学校就学前子どもの保護者の居住地の市町村が行うものとする。ただし、小学校就学前子どもの保護者が居住地を有しないとき、又は明らかでないときは、その小学校就学前子どもの保護者の現在地の市町村が行うものとする。

3 市町村は、第一項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る小学校就学前子どもが前条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当すると認めるときは、政令で定めるところにより、当該小学校就学前子どもに係る保育必要量（月を単位として内閣府令で定める期間において施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費又は特例地域型保育給付費を支給する保育の量をいう。以下同じ。）の認定を行うものとする。

4 市町村は、第一項及び前項の認定（以下「支給認定」という。）を行ったときは、その結果を当該支給認定に係る保護者（以下「支給認定保護者」という。）に通知しなければならない。この場合において、市町村は、内閣府令で定めるところにより、当該支給認定に係る小学校就学前子ども（以下「支給認定子ども」という。）の該当する前条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、保育必要量その他の内閣府令で定める事項を記載した認定証（以下「支給認定証」という。）を交付するものとする。

5 市町村は、第一項の規定による申請について、当該保護者が子どものための教育・保育給付を受ける資格を有すると認められないときは、理由を付して、その旨を当該申請に係る保護者に通知するものとする。

6 第一項の規定による申請に対する処分は、当該申請のあった日から三十日以内にしなければならない。ただし、

当該申請に係る保護者の労働又は疾病の状況の調査に日時を要することその他の特別な理由がある場合には、当該申請のあった日から三十日以内に、当該保護者に対し、当該申請に対する処分をするためになお要する期間（次項において「処理見込期間」という。）及びその理由を通知し、これを延期することができる。

7 第一項の規定による申請をした日から三十日以内に当該申請に対する処分がされないとき、若しくは前項ただし書の通知がないとき、又は処理見込期間が経過した日までに当該申請に対する処分がされないときは、当該申請に係る保護者は、市町村が当該申請を却下したものとみなすことができる。

第三款 施設型給付費及び地域型保育給付費等の支給

(施設型給付費の支給)

第二十七條 市町村は、支給認定子どもが、支給認定の有効期間内において、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が施設型給付費の支給に係る施設として確認する教育・保育施設（以下「特定教育・保育施設」という。）から当該確認に係る教育・保育（地域型保育を除き、第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもにあっては認定こども園において受ける教育・保育（保育にあっては、同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して提供される教育に係る標準的な一日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める一日当たりの時間及び期間の範囲内において行われるものに限る。）又は幼稚園において受ける教育に限り、同項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもにあっては認定こども園において受ける教育・保育又は保育所において受ける保育に限り、同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもにあっては認定こども園又は保育所において受ける保育に限る。以下「特定教育・保育」という。）を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者に対し、当該特定教育・保育（保育にあっては、保育必要量の範囲内のものに限る。以下「支給認定教育・保育」という。）に要した費用について、施設型給付費を支給する。

2 特定教育・保育施設から支給認定教育・保育を受けようとする支給認定子どもに係る支給認定保護者は、内閣府令で定めるところにより、特定教育・保育施設に支給認定証を提示して当該支給認定教育・保育を当該支給認定子どもに受けさせるものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。

3 施設型給付費の額は、一月につき、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）とする。

一 第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、保育必要量、当該特定教育・保育施設の所在する地域等を勘案して算定される特定教育・保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該支給認定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に支給認定教育・保育に要した費用の額）

- 二 政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額
- 4 内閣総理大臣は、第一項の一日当たりの時間及び期間を定める内閣府令を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第一項の一日当たりの時間及び期間を定める内閣府令については文部科学大臣に、前項第一号の基準については文部科学大臣及び厚生労働大臣に協議するとともに、第七十二条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。
- 5 支給認定子どもが特定教育・保育施設から支給認定教育・保育を受けたときは、市町村は、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者が当該特定教育・保育施設に支払うべき当該支給認定教育・保育に要した費用について、施設型給付費として当該支給認定保護者に支給すべき額の限度において、当該支給認定保護者に代わり、当該特定教育・保育施設に支払うことができる。
- 6 前項の規定による支払があったときは、支給認定保護者に対し施設型給付費の支給があったものとみなす。
- 7 市町村は、特定教育・保育施設から施設型給付費の請求があったときは、第三項第一号の内閣総理大臣が定める基準及び第三十四条第二項の市町村の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準（特定教育・保育の取扱いに関する部分に限る。）に照らして審査の上、支払うものとする。
- 8 前各項に定めるもののほか、施設型給付費の支給及び特定教育・保育施設の施設型給付費の請求に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

（特例施設型給付費の支給）

第二十八条 市町村は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、第一号に規定する特定教育・保育に要した費用、第二号に規定する特別利用保育に要した費用又は第三号に規定する特別利用教育に要した費用について、特例施設型給付費を支給することができる。

- 一 支給認定子どもが、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者が第二十条第一項の規定による申請をした日から当該支給認定の効力が生じた日の前日までの間に、緊急その他やむを得ない理由により特定教育・保育を受けたとき。
- 二 第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもが、特定教育・保育施設（保育所に限る。）から特別利用保育（同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して提供される教育に係る標準的な一日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める一日当たりの時間及び期間の範囲内において行われる保育（地域型保育を除く。）をいう。以下同じ。）を受けたとき（地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して必要があると市町村が認めるときに限る。）。三 第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもが、特定教育・保育施設（幼稚園に限る。）から特別利用教育（教育のうち同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して提供されるものをいい、特定教育・保育を除く。以下同じ。）を受けたとき。
- 2 特例施設型給付費の額は、一月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 特定教育・保育 前条第三項第一号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を基準として市町村が定める額
- 二 特別利用保育 特別利用保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）
- 三 特別利用教育 特別利用教育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用教育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）
- 3 内閣総理大臣は、第一項第二号の内閣府令を定め、又は変更しようとするときは、並びに前項第二号及び第三号の基準を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第一項第二号の内閣府令については文部科学大臣に、前項第二号及び第三号の基準については文部科学大臣及び厚生労働大臣に協議するとともに、第七十二条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。
- 4 前条第二項及び第五項から第七項までの規定は、特例施設型給付費（第一項第一号に係るものを除く。第四十条第一項第四号において同じ。）の支給について準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。
- 5 前各項に定めるもののほか、特例施設型給付費の支給及び特定教育・保育施設の特例施設型給付費の請求に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

（地域型保育給付費の支給）

第二十九条 市町村は、支給認定子ども（第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに限る。以下「満三歳未満保育認定子ども」という。）が、支給認定の有効期間内において、当該市町村の長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する地域型保育を行う事業者（以下「特定地域型保育事業者」という。）から当該確認に係る地域型保育（以下「特定地域型保育」という。）を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、当該満三歳未満保育認定子どもに係る支給認定保護者に対し、当該特定地域型保育（保育必要量の範囲内のものに限る。以下「満三歳未満保育認定地域型保育」という。）に要した費用について、地域型保育給付費を支給する。

- 2 特定地域型保育事業者から満三歳未満保育認定地域型保育を受けようとする満三歳未満保育認定子どもに係る支給認定保護者は、内閣府令で定めるところにより、特定地域型保育事業者に支給認定証を提示して当該満三歳未満保育認定地域型保育を当該満三歳未満保育認定子どもに受けさせるものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。
- 3 地域型保育給付費の額は、一月につき、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）とする。
- 一 地域型保育の種類ごとに、保育必要量、当該地域型保育の種類に係る特定地域型保育の事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）の所在する地域等を勘案して算定される当該特定地域型保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該満三歳未満保育認定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に満三歳未満保育認定地域型保育に要した費用の額）
- 二 政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額
- 4 内閣総理大臣は、前項第一号の基準を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣に協議するとともに、第七十二条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。
- 5 満三歳未満保育認定子どもが特定地域型保育事業者から満三歳未満保育認定地域型保育を受けたときは、市町村は、当該満三歳未満保育認定子どもに係る支給認定保護者が当該特定地域型保育事業者に支払うべき当該満三歳未満保育認定地域型保育に要した費用について、地域型保育給付費として当該支給認定保護者に支給すべき額の限度において、当該支給認定保護者に代わり、当該特定地域型保育事業者に支払うことができる。
- 6 前項の規定による支払があったときは、支給認定保護者に対し地域型保育給付費の支給があったものとみなす。
- 7 市町村は、特定地域型保育事業者から地域型保育給付費の請求があったときは、第三項第一号の内閣総理大臣が定める基準及び第四十六条第二項の市町村の条例で定める特定地域型保育事業の運営に関する基準（特定地域型保育の取扱いに関する部分に限る。）に照らして審査の上、支払うものとする。
- 8 前各項に定めるもののほか、地域型保育給付費の支給及び特定地域型保育事業者の地域型保育給付費の請求に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

（特例地域型保育給付費の支給）

- 第三十条 市町村は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、当該特定地域型保育（第三号に規定する特定利用地域型保育にあっては、保育必要量の範囲内のものに限る。）に要した費用又は第四号に規定する特例保育（第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係るものにあつては、保育必要量の範囲内のものに限る。）に要した費用について、特例地域型保育給付費を支給することができる。
- 一 満三歳未満保育認定子どもが、当該満三歳未満保育認定子どもに係る支給認定保護者が第二十条第一項の規定による申請をした日から当該支給認定の効力が生じた日の前日までの間に、緊急その他やむを得な

い理由により特定地域型保育を受けたとき。

- 二 第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもが、特定地域型保育事業者から特定地域型保育（同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して提供される教育に係る標準的な一日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める一日当たりの時間及び期間の範囲内において行われるものに限る。次項及び附則第九条第一項第三号イにおいて「特別利用地域型保育」という。）を受けたとき（地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して必要があると市町村が認めるときに限る。）。
- 三 第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもが、特定地域型保育事業者から特定利用地域型保育（特定地域型保育のうち同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して提供されるものをいう。次項において同じ。）を受けたとき（地域における同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る教育・保育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して必要があると市町村が認めるときに限る。）。
- 四 特定教育・保育及び特定地域型保育の確保が著しく困難である離島その他の地域であつて内閣総理大臣が定める基準に該当するものに居住地を有する支給認定保護者に係る支給認定子どもが、特例保育（特定教育・保育及び特定地域型保育以外の保育をいい、第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係るものにあつては、同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して提供される教育に係る標準的な一日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める一日当たりの時間及び期間の範囲内において行われるものに限る。以下同じ。）を受けたとき。
- 2 特例地域型保育給付費の額は、一月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- 一 特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を除く。以下この号において同じ。） 前条第三項第一号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を基準として市町村が定める額
- 二 特別利用地域型保育 特別利用地域型保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

三 特定利用地域型保育 特定利用地域型保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

四 特例保育 特例保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特例保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特例保育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を基準として市町村が定める額

- 3 内閣総理大臣は、第一項第二号及び第四号の内閣府令を定め、又は変更しようとするとき、並びに前項第二号から第四号までの基準を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第一項第二号及び第四号の内閣府令については文部科学大臣に、前項第三号の基準については厚生労働大臣に、同項第二号及び第四号の基準については文部科学大臣及び厚生労働大臣に協議するとともに、第七十二条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。
- 4 前条第二項及び第五項から第七項までの規定は、特例地域型保育給付費（第一項第二号及び第三号に係るものに限る。第五十二条第一項第四号において同じ。）の支給について準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。
- 5 前各項に定めるもののほか、特例地域型保育給付費の支給及び特定地域型保育事業者の特例地域型保育給付費の請求に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

第三章 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者

第一節 特定教育・保育施設

（特定教育・保育施設の確認）

第三十一条 第二十七条第一項の確認は、内閣府令で定めるところにより、教育・保育施設の設置者（国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。附則第七条において同じ。）を除き、法人に限る。以下同じ。）の申請により、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めて、市町村長が行う。

- 一 認定こども園 第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- 二 幼稚園 第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- 三 保育所 第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分

- 2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては

子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

- 3 市町村長は、第一項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。

（特定教育・保育施設の確認の変更）

第三十二条 特定教育・保育施設の設置者は、第二十七条第一項の確認において定められた利用定員を増加しようとするときは、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、当該特定教育・保育施設に係る同項の確認の変更を申請することができる。

- 2 前条第三項の規定は、前項の確認の変更の申請があった場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。
- 3 市町村長は、前項の規定により前条第三項の規定を準用する場合のほか、第二十七条第一項の確認において定めた利用定員を変更しようとするときは、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、都道府県知事に協議しなければならない。

（特定教育・保育施設の設置者の責務）

第三十三条 特定教育・保育施設の設置者は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

- 2 特定教育・保育施設の設置者は、第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの当該特定教育・保育施設における前項の申込みに係る支給認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している支給認定子どもの総数が、当該区分に応ずる当該特定教育・保育施設の第二十七条第一項の確認において定められた利用定員の総数を超える場合においては、内閣府令で定めるところにより、前項の申込みに係る支給認定子どもを公正な方法で選考しなければならない。

- 3 内閣総理大臣は、前項の内閣府令を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣及び厚生労働大臣に協議しなければならない。

- 4 特定教育・保育施設の設置者は、支給認定子どもに対し適切な教育・保育（地域型保育を除く。以下この項及び次項において同じ。）を提供するとともに、市町村、児童相談所、児童福祉法第七条第一項に規定する児童福祉施設（第四十五条第四項において「児童福祉施設」という。）、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、良質な教育・保育を小学校就学前子どもの置かれている状況その他の事情に応じ、効果的に行うように努めなければならない。

- 5 特定教育・保育施設の設置者は、その提供する教育・保育の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、教育・保育の質の向上に努めなければならない。

- 6 特定教育・保育施設の設置者は、小学校就学前子どもの人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、誠実にその職務を遂行しなければならない。

第四章 地域子ども・子育て支援事業

第五十九条 市町村は、内閣府令で定めるところにより、第六十一条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、地域子ども・子育て支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

- 一 子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用できるよう、子ども及びその保護者の身近な場所において、地域子ども・子育て支援に関する各般の問題につき、子ども又は子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の内閣府令で定める便宜の提供を総合的に行う事業
- 二 支給認定保護者であって、その支給認定子ども（第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当するものを除く。以下この号及び附則第六条において「保育認定子ども」という。）が、やむを得ない理由により利用日及び利用時間帯（当該支給認定保護者が特定教育・保育施設等又は特例保育を行う事業者と締結した特定保育（特定教育・保育（保育に限る。）、特定地域型保育又は特例保育をいう。以下この号において同じ。）の提供に関する契約において、当該保育認定子どもが当該特定教育・保育施設等又は特例保育を行う事業者による特定保育を受ける日及び時間帯として定められた日及び時間帯をいう。）以外の日及び時間において当該特定教育・保育施設等又は特例保育を行う事業者による保育（保育必要量の範囲内のものを除く。以下この号において「時間外保育」という。）を受けたものに対し、内閣府令で定めるところにより、当該支給認定保護者が支払うべき時間外保育の費用の全部又は一部の助成を行うことにより、必要な保育を確保する事業
- 三 支給認定保護者のうち、当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める基準に該当するもの（以下この号において「特定支給認定保護者」という。）に係る支給認定子どもが特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育又は特例保育（以下この号において「特定教育・保育等」という。）を受けた場合において、当該特定支給認定保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用その他これらに類する費用として市町村が定めるものの全部又は一部を助成する事業
- 四 特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業
- 五 児童福祉法第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業
- 六 児童福祉法第六条の三第三項に規定する子育て短期支援事業
- 七 児童福祉法第六条の三第四項に規定する乳児家庭全戸訪問事業
- 八 児童福祉法第六条の三第五項に規定する養育支援訪問事業その他同法第二十五条の二第一項に規定する要保護児童対策地域協議会その他の者による同条第二項に規定する要保護児童等に対する支援に資する事業

九 児童福祉法第六条の三第六項に規定する地域子育て支援拠点事業

十 児童福祉法第六条の三第七項に規定する一時預かり事業

十一 児童福祉法第六条の三第十三項に規定する病児保育事業

十二 児童福祉法第六条の三第十四項に規定する子育て援助活動支援事業

十三 母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第十三条第一項の規定に基づき妊婦に対して健康診査を実施する事業

第五章 子ども・子育て支援事業計画

（基本指針）

第六十条 内閣総理大臣は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 子ども・子育て支援の意義並びに子ども・子育て支援給付に係る教育・保育を一体的に提供する体制その他の教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項
- 二 次条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画において教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準その他当該市町村子ども・子育て支援事業計画及び第六十二条第一項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する事項
- 三 児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項
- 四 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- 五 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣、厚生労働大臣その他の関係行政機関の長に協議するとともに、第七十二条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
 - 二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
 - 三 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
- 3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
 - 一 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項
 - 二 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
 - 三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
 - 4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。
 - 5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。
 - 6 市町村子ども・子育て支援事業計画は、社会福祉法第一百七十条に規定する市町村地域福祉計画、教育基本法第十七条第二項の規定により市町村が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画（次条第四項において「教育振興基本計画」という。）その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
 - 7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。
 - 8 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、インターネ

ットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 9 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県に協議しなければならない。

- 10 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

（都道府県知事の助言等）

第六十三条 都道府県知事は、市町村に対し、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成上の技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

- 2 内閣総理大臣は、都道府県に対し、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成の手法その他都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成上重要な技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

（国の援助）

第六十四条 国は、市町村又は都道府県が、市町村子ども・子育て支援事業計画又は都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に定められた事業を実施しようとするときは、当該事業が円滑に実施されるように必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

第七章 子ども・子育て会議等

（設置）

第七十二条 内閣府に、子ども・子育て会議（以下この章において「会議」という。）を置く。

（権限）

第七十三条 会議は、この法律又は他の法律によりその権限に属させられた事項を処理するほか、内閣総理大臣の諮問に応じ、この法律の施行に関する重要事項を調査審議する。

- 2 会議は、前項に規定する重要事項に関し内閣総理大臣その他の関係各大臣に意見を述べることができる。
- 3 会議は、この法律に基づく施策の実施状況を調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣その他の関係各大臣に意見を述べることができる。

（会議の組織及び運営）

第七十四条 会議は、委員二十五人以内で組織する。

- 2 会議の委員は、子どもの保護者、都道府県知事、市町村長、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者及び子ども・子育て支援に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

- 3 委員は、非常勤とする。

（資料提出の要求等）

第七十五条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）

第七十六条 第七十二条から前条までに定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

（市町村等における合議制の機関）

第七十七条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- 一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。
 - 二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第三項に規定する事項を処理すること。
 - 三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。
 - 四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
- 2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。
- 3 前二項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。
- 4 都道府県は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。
- 一 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に関し、第六十二条第五項に規定する事項を処理すること。
 - 二 当該都道府県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
- 5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定により都道府県に合議制の機関が置かれた場合に準用する。

瀬戸内市子ども・子育て支援事業計画

平成 27 年 3 月

平成 27 年 10 月 一部改訂

発 行 瀬戸内市

編 集 瀬戸内市 保健福祉部 子育て支援課

〒701-4264 岡山県瀬戸内市長船町土師 277 番地 4

TEL 0869-26-5946

ホームページ <http://www.city.setouchi.lg.jp/>
